

15010

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. VI. JULY, 1900.

VOL. XIII.

明治廿一年五月創刊

明治三十三年

監獄協會雜誌

第拾三卷

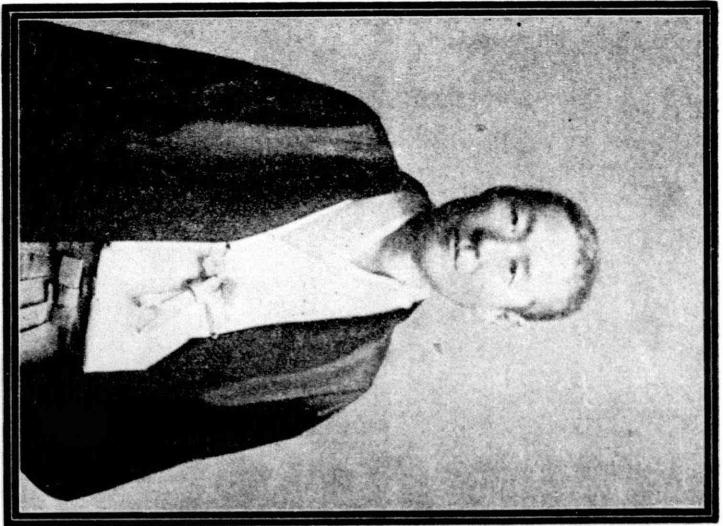
第十七號

監獄協會發行

毎月一回定期發行

七月二十日發行

第拾三卷第七號目次

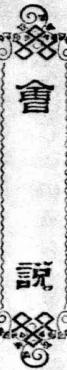


第拾三卷第六號目次

- 口 司法省會計科長岩原性一君司法技師山下啓次郎君 (一頁)
- 會 說 我國人監獄思想を注入せよ (四頁)
- 論 論監獄局長に望む (四頁)
- 監獄組織に就て (四頁)
- 雜 錄 (一頁)
- 實務演習 (第三回) 小河滋次郎講述 (一頁)
- 監獄判任官の配置に就て (時事片々録) (一頁)
- 時々のくさ (數件) (四八頁)
- 出獄人保護、悪少年感化 (被保護人の犯罪性行) (五八頁)
- 出獄人保護、惡少年感化 (出獄人保護事業) (五八頁)
- 出獄人保護、惡少年感化 (明治廿三年五月未日現在々月監入員表) (六六頁)
- 敘任辭令 (數件) (六六頁)
- 通 信 (六八頁)
- 兵庫縣看訓練狀況 神戶本多平兒報 (四六)
- 空知分監第三回茶話會概況 (居士報)
- 特別寄書 (六九頁)
- 司法大臣に望むの論を讀む (隨天山人) (七〇頁)
- 寄 書 (七六頁)
- 第六回萬國監獄會議に對する感想 在名古屋 永田勝次郎 (七一頁)
- 雜居制と分房制に於ける作業比較論 (栗屋義) (七一頁)
- 犯罪地理學の必要 (岡山鷺尾教導) (七一頁)
- 監獄法令 (數件) (八六頁)
- 監獄法令 (數件) (八九頁)
- 口 波多野司法總務長官・倉富民刑局長・柏原司法大臣秘書官 (一頁)
- 會 司法大臣に望む (一頁)
- 論 海外通信 (一頁)
- 小河岳洋先生より本會への通信 (第一信より第五信) (一頁)
- 出獄人保護事業地方官、會議場に於て (留岡幸助君) (四〇頁)
- 主義の疑惑 (二) (小山松吉君) (一頁)
- 感化事業 (一) (留岡幸助君) (一頁)
- 餘件附裁判論 (二) (同上) (一頁)
- 東京出獄人保護事業 (原胤昭君) (一頁)
- 救世軍出獄人教育所 (同上) (一頁)
- 音樂の感化力 (青柳胤昭君) (一頁)
- 統計 (有美君) (一頁)
- 明治廿三年四月末日現在々監入員比較表 (青柳胤昭君) (一頁)
- 雜 報 (四五頁)
- 數十件 (四五頁)
- 特別寄書 (六六頁)
- 物語されば必ず鳴る (源雨君) (七一頁)
- 實務演習 (第一回) (留岡幸助君講述) (七一頁)
- 監獄の分合 (監獄草子君) (七一頁)
- 時々片々録 (生君) (七一頁)
- 寄 書 (八五頁)
- 司獄官の修養 (鷺尾教導君) (八六頁)
- 監獄法令 (八九頁)
- 會 報 (數件) (八九頁)

監獄協會雑誌第十三卷第七號

(明治三十三年七月二十日發行)



說

○我國人に監獄思想を注入せよ

世人に對し監獄思想を注入するの必要なる今更吾人の言ふを要せざ、同人社會業已に其の事に向て努めつゝあるは吾人の知る所なれば也、然るに吾人今又茲に之を謂ひ、以て同人社會に警告せざるを得ざるに至れる也。蓋し我國人今日尙動もすれば監獄を目して、謂らく監獄は犯罪者を拘禁して之に懲苦を加へ以て逃走脱獄等をせしめざるを以て足れりとすと。是即我國昔時の牢屋なるものゝ觀念深く世人の腦裡に浸潤して未だ全く脱却する能はざるに因る。惟ふに世人の斯業に同情なき所以又實に茲に存し之か發達進歩を阻害しつゝあるは吾人の常々痛恨措く能はざる所とす。然れども吾人謂らく今日尙此觀念を懷く者は或る一部の人間に屬するに過ぎずと。然るに何ぞ思はん、我國の上流に立て、夫れ等の誤解者を誘導調知すべき、即政治家而かも其の名聲錚々たる人士にして、尙且之あらんとするに至ては、吾人之を惜み且之を

悲まざるを得ざる也。そは客月八日の事なりき、改進黨の名士關直彦外數氏か巢鴨監獄を參觀し、同黨本部に報告せんとする意見なるものが、時事新報の吾人に報する如くなれば、吾人は轉た驚愕に堪へざる也。即其の主要とする二三を左に轉載す。蓋し他是類推するを得ん乎。

一監獄は國家の欠典を補ふ場所にして國光發揚の具にあらず然るに我國監獄の改善は外列國に對し裝飾の具となすが如き嫌ある事。

一外國人の内地監獄視察は其主とする所は政治の文野を判断するにあり、然るに

我國の監獄は學校よりも壯觀にして其美は歐米監獄に過ぎたる事。

一獄舎は逃走を防ぐを以て足る然るに其事務室は普通官署よりも美觀にして大

藏省内務省の事務室よりも勝れる事。

以上報道にして誤りなからんか、吾人豈驚かざらんと欲するも得べけん乎。何んどなれは此の事若し政治家以外者に依て之ありとせば、斯事業の思想に乏しき我國人の常態として敢て怪しむに足らずと雖、諸士は我國有數の政治家として、又社會の木鐸者たる新聞記者として、又法律學者として其名聲噴々たる人士なるに而かも監獄に對する觀念怠くの如くなリとせば、豈夫れ何を以てか其の他者の感を解き以て文

明的國家の事業たる此監獄に同情を表さしめ、之か改良進歩を期待し得べけん哉。吾人は此報に接し、慨歎悲憤驚愕、交々胸中に來往し、之を反駁するの勇氣をも全く阻喪せし也。否之を爲さんとするも、其の要領を見出す能はざるを奈何せん哉。吁々此人土にして尙且然り然るを况んや、其の他の人々をや宜べなる哉。吾人か當局者と共に夙夜之か改良發達を計るに孳々たる事爰に年あり而かも他事業の如く其の効果の收まらざる事。又宜べ也彼監獄費國庫支辨法案の如き、理義明確なる問題か、數年間に涉り幾度となく蹉跌し纔かに客年を以て、其の成功を告くるに至りたる事等益し又故ありと謂ふべし。吾人は今にして又更に斯業の前途益々遼遠、杳として其の際涯を窺探する能はざる事を感すると、同時に吾人の責務として先世人に對し斯業の思想を大に喚起する事を努むるの急なるを覺へし也。

翻て歐米各國に於ける、斯業の改良進歩なるものを觀察すれば、非常の勢力を以て今日の成功を告げたるか如し。彼の然る所以のものは、種々あるへきも、之を要するに之か改良を促かしたる主動者なる者は、政府者に非らずして、却て其の以外者たる、即宗教家、慈善家、又は貴族、政治家、學者等にて在りし。知るべし我國の實況とは全く正反對なる事を彼か僅々たる年間に於て、此成功を告くるに至りたるもの、豈又偶然に非ら

(四) すと謂ふべし

彼か効果を速に收めたる原因茲に存し。我の之を速に收むる能はさる原因又茲に在りとせば、彼我の間に差違ある、又敢て異とするに足らん哉。

凡そ事の成敗遲速は、皆其か故あり。吾人は徒らに淵に臨んで、魚を羨むの愚を止め、退て網を結ふの策を執らざるべからず。故に吾人は今後之を改良の原動力たる、世人に向ひ斯業に同情を寄せしむる事を、益々重めて勉めざるべけん哉。吁々吾人は今にして、我國斯業の前途益々遙遠にして、而かも吾人の責任彌々重く、且困難なるを感じし也。諸士夫れ雖めすして可ならん哉、諸士夫れ勉めよ焉。

○監獄局長に望む

說

○監獄局長に望む

說

孤 松 生

予は前回に於て、監獄改良の主義方針は那邊に在る乎を論せり。依て本回は更に一步を進め、豫算配賦方法并に施行等の細目に涉り、聊か単見を述べ、以て主務局長に望む

所あらんとす。即ち左に項を分ちて序述せん。

第一 國庫地方費整理手續の決定を速に發表せられん事

来る十月に於て國庫へ引繼くべき財產整理の事は、一朝夕に爲し得らるべき事に非らず、少くとも今日より着手準備せざれば其の期に際し非常の錯綜を生すべし。然るに國庫地方費區分勅令等の之を據る所を指定せられざる時は折角の調査も徒勞に諦するの虞なきを得ざるか爲め、自然着手を躊躇するに至るべし。

第二 監獄費支拂命令官を典獄及支署長に分任せらるゝや否や

本項は經濟の利益、又事務の敏活を計るの點より考ふれば、勿論分任せらるゝ事と信す。果して然りとせば由來此事務を分任せられ來りし地方は亟もあれ、否らざる地方に於ては、之を適任者を撰定又は之に要する帳簿器具等の準備をもせざるべからざるが故に、之を可否の決定は頗る急なるもの也とす。

第三 四人工錢の收支は、監獄用に限り相當工錢額を支出せずして、給與額のみを仕拂ふへしとの件は如何

(五)

說

論

號七第卷三十第誌雜會協獄監

る事等)するを得ざるものあるに依り、收入豫算の基礎を確認する能はざるべし。故に予は信す普通收支の法に據るの優れる事を、但時宜に依り(改築工事等)此方法に據らしむるは可也。兎に角之か可否は監獄改築工事の豫算調査上に、大に關係を有するか故に速に決定せざる可らず

第四 受負業に係る授業手も總て官設するを要す

受負業に係る授業手の給料を、受負者に負擔せしむるは所謂一文吝みの百損的方法たる也。何んどなれば彼利益に慧き者其の給料を自己か支辨せざるを得ずとせば、其の工錢に於て己に失れ丈の額を減ずへきは當然にして、而かも其の者は事實的受負者の雇人なれば其間謂ふへからざるの弊病の行はるゝは是を實驗上に徵するも明かなる所也。然れども論者或は云はん官に於て嚴に監督を施すに於て何ぞ之を患ふるに足らんやと、之口に謂ふべく實に行ひ難き、所謂卓上論のみ、鏡一文の價値あるなし、縱し一步を譲り監督を以て、總ての弊病を防止し得るとするも、何を苦んでか去る危険なる手段を執るの要がある。凡そ禍害を患ふる者宜しく先其の禍根を絶つに在り故に予は信す寧ろ官に於て之に相當の給料を與るの掛策なるを、尤も之か爲め多少の支出を増加するは勿論なれど一方收入に於て優に之を償ふの利益あるのみならず、官紀を嚴肅に保維するを得べき也

第五 監獄の作業を特別會計とするの必要なし

工業資金は如何に多額に支出するも一方に回収するものなれば、毫も經費の増加に影響するものに非らず。收に予は之か特別會計とし多くの手數を要するの理由を認めず寧ろ普通會計法に依り其の必要に應し相當の資金を配賦するの優れるに如かすと信する也

第六 日曜日は總て休役せしむるを以て、最も可なるものと信す

日曜日を終日休役せしむべからずと云ふ理由は工錢の收入を減し、又は囚徒等無聊の餘り犯則等を爲す者多しと云ふに在り、然れども監獄の作業は云ふ迄もなく、收入の外に重大の目的を有するものなれば、縱令へ多少の收入を減するも、其の主なる目的の上に利益あらは、敢て憂ふるに足らず、況んや之か爲め減少する額は僅々たるをや。又其の犯則者を出す多しと云ふに至ては更に理由と云ひ、予の見る處に依れば施行細則改正に際し、當局者の諄々説明せられたる如く、教誨の外、衣服の補修、洗濯、理髪、入浴又は通信其の他の雜用に充つる時は、平日之か爲め要する人夫を減し、又本人をして服役時間に是等の事を爲さしむる爲め、費やせし所の時間を相殺する時は、差

(八) 引殆んど零となるのみならず、紀律上又は看守の休養上に於ける、利益等擧げて數ふべからざるもの也と信す

第七 判任官の定員及俸給額の一定を望む

吾人か此事の一宗を切望しつゝ在るや久し。而かも今日尙此事なきは、惟ふに地方廳との關係上止むなきに因るなるへし。然れども今や監獄刷新の時なり、頃々たる事情に勾々する時にあらず、當局者たる者眞實に監獄の改貳を企圖せらるゝなれば、斷乎として之が處置を施すべき也。尤も之が俸給額に就ては、曾て主務大臣より地方長官に對し、再三指示する所ありしか、更に其の効なきか如し故に是亦定員と同時に、適當の額を定め以て其の人を得るの道を開かさるへからず、吾人は此事に就き頑者頗る奇怪の事を聞けり、曰く監獄書記看守長の俸給額は裁判書記に準するを要すと、此言果してありとせは何人の口より出しや、予は容易に信するを得ざる也。然れども近來其の本を計らすして、其の末を等ふせんとする的の論者往々少なからざる也。予の之を杞憂する又故なきに非らざるべし

第八 監獄醫を判任官とするを要す

監獄醫を奏任待遇にせんとの希望は實に同人社會の宿望にして、當局者も亦之に同

意を表されつゝある如し。然るに今日未だ此事なし、若し之を奏任待遇とする能はずとなれば、責めては判任官とせん事を切望するなり。現に集治監の監獄醫は、純然たる判任官なるに、獨り地方監獄の故を以て之を異にする謂はれなければなり、現今此職に應する者少なく、又就職し居る者も兎角其の腰の据らざる事恰も日雇者の如くあるは偶々之に安する者は其の技術に乏し、益し其の給額寡少なるに因ると雖も、畢竟之に相當の資格を與へざるか故也。識らず當局者は今日の實況を以て監獄衛生の改良發達を期し得らるゝとする乎、庶幾くは當局者たる者、各地方の實地に就て、監獄の衛生、監獄醫の技術、及之が交迭の如何、等を仔細に審査察し我國在監人の死亡數に就て考一考する所あれ、蓋し思半に過くるものあるべき也。

(九) 説
吾人か此事の一宗を切望しつゝ在るや久し。而かも今日尙此事なきは、惟ふに地方廳との關係上止むなきに因るなるへし。然れども今や監獄刷新の時なり、頃々たる事情に勾々する時にあらず、當局者たる者眞實に監獄の改貳を企圖せらるゝなれば、斷乎として之が處置を施すべき也。尤も之が俸給額に就ては、曾て主務大臣より地方長官に對し、再三指示する所ありしか、更に其の効なきか如し故に是亦定員と同時に、適當の額を定め以て其の人を得るの道を開かさるへからず、吾人は此事に就き頑者頗る奇怪の事を聞けり、曰く監獄書記看守長の俸給額は裁判書記に準するを要すと、此言果してありとせは何人の口より出しや、予は容易に信するを得ざる也。然れども近來其の本を計らすして、其の末を等ふせんとする的の論者往々少なからざる也。予の之を杞憂する又故なきに非らざるべし

予は是より以下に於ては、豫算配當の事に就き更に當局者の留意を頼はさんとする者也。聞く國庫支辨實施後に於ける、豫算配賦の標準は現年度の地方議會の決議額、并に前年度に於ける精算額に基き、之を分配すと云、實施に際し、一時適當の標準なきの止むなきに出つるものならん乎、果して然らば將來は各地方の事情即物價の昂底、縣敗廣狹の實況等を審察して、各地毎に適切に配賦せらるゝ時は、優者は益々優にして、劣者は益々劣となるの不公平を生するに至り、其結果行刑の苦痛を盡一にせんとの切角の國庫支辨法も、或は水泡に歸し去るに至らん乎。

第九 看守給豫算配當額は全國同一なるを要す

予の聞く所に依れば看守給配賦額は、地方の狀況に依り差等を設くと、若し此事の如くならん乎、是頗る謂はれなき事と信す。何んとなれば俸給は其の人に就ての報酬にして、其の地方に依り之を異にするものに非らざれば也。若し或る地方に依り物價昂貴の爲め、職務の体面を保つを得ずと認むるあらば、宜しく之を宿料其の他の名義

を以て特に給すべき也、惟ふに彼の改正地方官俸給令の如き、俸給を同一にし特定の地方に加俸を附したるの意蓋し亦茲に存するなるべし。况んや看守の職務の如く地方の都鄙に依り、其の人物の能否を異にする者に非らざるをや。

第十 看守教助法并に看守以下の旅費、賞與及賄額等を平等ならしむるを要す

以上の費額は各地方に於て適宜之を給する事なるも、元來看守等の職務は皆同一なるに之れに給する額の區々なるは、頗る允當ならず、殊に年金の如き、國家が同功一体の者に報ゆるの恩惠なるに、甲乙地方に依り、之を異にするが如きは誠に不都合千萬と謂はざるべからず。

第十一 女監取締及授業手に一定の服制を定め之を官給するを要す

之が一定の規定を設け、官給するの必要なるは言を俟たず現況に依れば地方に依り、之を一定して官給するあり、又は之を自辨せしむるあり、是亦遠に相當の制を設けざるべからず。

第十二 控訴せし者を執行する場所を規定するを要す

不足を生し、若くは看守定員の増減を來し或は一方には監房の狭隘を告げ、一方は之か空虚を生する等より各監の間に種々紛争を生するに至るや必せり。故に之が相當の方針を豫め定むるの必要あるは勿論也。

第十三 備品消耗品、被服、臥具、及雜費等の豫算は之か標準を定むるを要す

此種目に屬するものは、何れの地方も皆同一費額を要するなり、故に特殊の事實存するものゝ外は、一定の標準を設け配賦するを要す。若し之を從前の豫算又は精算等に比準する時は、非常の不平均を生ずるは言を俟たざる也。

第十四 作業施行方法を一定するを要す

作業の主義方針を一定する事に就ては、予は是迄屢々論する所あり、已に前回に於ても之を述べたり。故に爰には其の主義方針の事を謂はず、但之か施行方法に就て少し言ふ所あるべし。假令へは監獄の作業は官司業、受負業、孰を以て可とするや、若し請負方法を執るとせば、之を隨意競争又孰れを以て適法とするや、而して其の器具又は、工場の負擔は、二者其の孰れに屬すべき乎。又官司業を以て可とする時は、之か計純益損益勘定等算方は、奈何にすべき乎。尤も是等の事は地方の状況、獄舎の構造、及人員等の關係上、一律なる能はざるは勿論なりと雖も、抑も監獄作業は刑罰執行條件中最も

主要なるのみならず、經費補充の一大財源とも云ふべきものなるに、之を各自の隨意たらしめ、而かも徒らに之か收入のみを督觸する如きは、蓋し本末を誤るの甚しきものと謂ふべし。若し夫れ之か收入の道を確乎たらしめんとせば、須らく先づ之か主義方針并に施行方法を一定し假令俄かに之を實行せしむる能はざるも漸次之に據らしむるの手段に出てざるへからず。現今の如く之が主義方針なく又其の施行方法定らざるに於ては、之か將來に對する收入豫算增收の見込の立たざるは當然なりとす。予の希望するもの尙一にして足らず、前來序述したるものは、最も急の急なるものにして之か改廢施設を遅々する時は、爲めに蒙る所の弊失渺なからずと信するもの而已。予豈敢て徒らに辨を好まん哉、又止むを得ざるに因る然れども當局者或は謂はん乎、是等の事我已に成算のある在り、敢て汝の呶々するを須ひん乎と果して然らは予又何をか言はん哉何をか言はん哉

○監獄の管理組織に就て

上田定次郎

渡期にあり吾人何を以て之を云ふ曰く府縣監獄費國庫支辨法の制定之れに引續き監獄の主管變更に關する官制改正の發布即ち是れなり、由來我國維新後の監獄に關する主管の沿革は茲に之を縷述するの要を見すと雖も當初は一時純然たる司法事務とし斷獄課に於て主管せしことありと雖も後改めて内務行政と爲し一般に府縣の行政事務として之を取扱はしむることとなり爾來兩三回の監獄則の制定及改正を經たりと雖も要するに監獄の最上監督官廳は常に内務省をして管掌せしめ引續き今日に至れり最も此間或は監獄事務の性質に就き内務司法兩省の内何れに屬せしむるを以て果して適當なりとするやの疑問に就ては嘗て學者實際家の間に往々論議ありし所なりしか今や突然官制の改正に依り監獄の主管を舉けて司法省に移すに至る而して其理由とする所は畢竟監獄事務は司法行政の一部にして刑事裁判事務の執行を主とするものなれば之を司法省主管に隸屬せしめ獄制の統一改良を計畫するにありと云ふにあり事實果して然らば是れ一應道理あるか如しと雖も吾人は容易に此說を賛成する能はざるなり否全然之に同意する能はざるのみならず寧ろ却て其結果は將來我國監獄改良事業の上に至大なる障礙を見るか如き事なき哉を疑はざるを得ざるものあり何となれば即ち近來監獄改良主義の神髓とする所は

云ふ迄もなく懲戒主義若くは復讐主義に基く學說は業既に我監獄社會より唾棄せらるるに至りたると同時に是に換ふるに感化主義教育主義を採用しつゝある今日、監獄行政を擧げて司法省主管と爲すときは或は施して舊時の復讐主義に復歸するなきやを疑ふへければなり然りと雖も這般の改正は只單に監獄最上監督權の所在を内務省より司法省に移したりと云ふに過ぎずして廣義に所謂内務行政たる點に於ては從前と毫も變更する所なきを以て之を見るときは強ち之を非議すべきにあらざるのみならず今後監獄行政機關の設備如何に依れば寧ろ却て吾人か嘗て理想とせし拘禁制度の改良、行刑書一主義の勵行を期するを得るの捷徑たるを信するものあり以下其理由を略述せん

の變更革命にあらずして是れ畢竟中央各省主管事務の分掌を其繁閑に依て之を分配したる結果に過ぎざるものと見るを以て正當なりと信す、然りと雖も吾人は最終の監獄行政に對する管理機關として今日以後永く地方長官管理の下に隸屬せしむるの絶對的不可なることは本誌屢々吾人の卓見を開陳したるか如し、何となれば監獄費國庫支辨後は各地方に分離したる地方官廳に之を管理せしむるの必要なきのみならず、寧ろ却て其管理權を分立せしむるの結果は施いて監獄事務の改善を妨げ行刑の統一を缺くの弊あるを免かるへからされはなり、是れ即ち同人社會か曾て監獄をして地方政務の一部に屬せしむるを不可なりと絶叫したる所以の理由にして從來の如く府縣監獄費をして地方稅負擔の下に屬せしめたる舊時は姑く之を止むを得ずとするも國庫支辨法の施行に依り之を正徑の軌道に復したる今日以後に在ては猶更之か管理權を地方長官に委任し置くの必要理由は吾人遂に之を發見するを得ざると同時に今回の改正官制は事茲に及さりしを以て吾人は心窮かに之を遺憾とせり、夫れ既に監獄の直接管理權が斷然地方官廳より之を分離するの必要あること既に以上の如し果して然らば今後之を如何なる機關に依て之を管理するを以て正當なりやと云ふに世間或は今回の官制改正を以て將來を臆測して曰く監獄

をして司法省所管事務に移されたるは是れ即ち次回の官制改正の期を以て地方長官の管理權より分離し之を檢事正又は檢事長の主管事務に隸屬せしむるの前準備なりと、是れ亦一應起るべき推測なるか如しと雖も吾人を以て之を觀れば是れ亦蓋し正鵠を得たるものにあらざるべきを信す、既に檢事とし云へは純然たる公益保護の職責に在る司法行政官吏にして一面、亦法律上行刑指揮者たるに相違なしと雖も、要するに檢事が本然の職務は即ち犯罪の搜査、起訴、公判立會民事干與等の責に任し所謂裁判の適否を監視し結局確定裁判に對しては刑の執行を指揮する官吏なるを以て進んては行刑監督の任に膺らしむること理論上或は不可なきか如く想像せらるゝと雖も抑も國家が監獄てふ特種の行刑機關を設け亦行刑法令たる監獄則なるものを制定發布したる趣旨より之を考察するも行刑と裁判の適否を監視する檢事の職務とは其間に截然たる分界を立てざるへからざるの必要ありとす、殊に况んや官たるの地位に立ち不當と認むる裁判に對しては進んて之を上級裁判所に控訴又は上告する等の職務に從事する傍はら一面假に監獄行政の任に該るどせんか勢ひ情の爲めに掣肘せられ彼れ被刑罰者を酷遇虐待するに傾き易きは人情の免がるへ

からさる通弊なるに於てをや、是れ即ち吾人か理想上監獄の管理權をして検事正若くは檢事長の所管に屬せしむるの不可なるを主張する所以の大畧にして其詳細な事由の如きは吾人茲に之を縷述するを要せざるへし

果して然らば今回改正に依り監獄の主管を擧げて司法省に屬せしめたるの結果は今後如何なる組織及機關を以て監獄事業の改良を促進し所謂拘禁制度の改良監務の統一を期し、遇囚の要義を擧げしむるやと云ふに吾人は現時の如く囚人監拘置監を問はず地方行政區劃に依り地方長官直接管理の下に置くは斷して其不可なるを信する者にして殊に裁判所設置區域を無視して裁判事務と尤も直接の關係を有する拘置監を各府縣に分置し知事の監督に屬せしむるか如きは到底刑事被告人拘禁の主義に副はざるを如何せん、而して亦之れと同時に中央行政に屬する純然なる行刑事務を地方稅支辨當時の如く依然地方行政事務に隸屬分置するか如きは刑罰執行の主旨よりするも將た亦國庫經濟上の點より考察するも徹頭徹尾正鵠を得たるものにあらざるべきを信す、而して亦第二の檢事正若くは檢事長主管の下に屬せしめんとの説に對しては事實上或は刑事被告人を拘禁する拘置監は裁判上姑らく之を止むを得ずとするも確定裁判を経たる囚人を繫束する囚人監を同時に檢事の主

管に屬せしめんとするか如きは勢ひ情弊に陥り易く其結果却て最近の學說實驗上より案出せられたる感化改良主義を蔑視し以て遇囚の要義を沒却し終るの虞なき能はざるを如何せん、想彼思之は結局監獄の監督機關は之を別個特殊なる機關に依り現今獨逸國に於けるか如く拘置監は之を檢事の主管に移し、地方監即ち囚人監獄は全國適當の地に配置分設し特別の組織に依り、設けられたる別種の機關に依て之を監督管理せしむるを以て策の得たるものなりとす、吾人の想像する所に依れば刑法改正案は業既に法典調査會の審査を經たりとの事にして今期第十五帝國議會に提出し協賛を求められんとすと云ひ、殊に亦刑法草案に依れば刑名を簡約し懲役禁錮の二種とし囚人を島地に發遣するの制度を全廢せらるべしと云へば他日、刑法改正の曉にては現今の集治監制度は結局之を廢止することとなるは素より當然なるを以て現行の集治監地方監の區別は之を廢止し其名稱は如何とするる兎に角一定の名義の下に一般囚人を拘禁するに至るべし、事實果して然らば結局監獄行政事務は現今の集治監の如く司法大臣、直接監督の下に置く乎若し又監督上の便宜より司法省直轄に屬せしむること至難なる事情ありとせば司法大臣の裁判所に對するか如く、大藏大臣の稅務管理局又は葉煙草專賣所に於けるか如く更に別個の中央監

獄行政官廳なるものを特設し以て直接監督の責に任せしむるを以て尤も可なりとす、去れば其最高監督官府は姑く改正官制の趣旨に則り司法大臣の管掌事務に屬せしむるも決して其不可なるを認めざるなり。

之を要するに監獄行政の所屬は必ずしも内務司法何れを撰むものにあらずと雖も監獄行政事務は純然たる地方の行政政務にあらざるのみならず由來政府が兼て監獄費國庫支辦法の通過に努めたるは要するに之を地方の政務より分離し亦其経費の出所を國庫とし之と同時に監獄事務の統一、行刑の整實を期するにありたるを以て彼是之を参照するときは監獄費國庫支辦法第一着手として最高監督權を司法省に移されたるに拘はらず其直接監督權は依然として地方長官に屬せしむるの不可なるは素より論なき所にして早晚之を地方政務より分割するの必要を生すへきは勿論、他日果して之を地方の政務より分離するとせば検事正若くは検事長の監督の下に置くが如きは是れ即ち取りも直さず五十歩百歩にして寧ろ却て今日に至る迄盛んに唱道せられたる監獄改良主義の神髓は遂に之を滅却するに至るの虞なきを保せず是れ實に吾人の杞憂に堪へざる所なり故を以て結局今後の監獄行政の監督機關は數箇の獨立機關を設け其名稱の如きは素より撰む所にあらずと雖も假に全國を

中部東部西部若くは之に四國部九州部等に區別し第一次に各部内の監獄行政を監督せしめ第二次に於て司法大臣の監督指揮の下に隸屬せしむるを以て可なりと信ず、而して若し此復監督の制度に就き經費其他の點に付異論ありとせば結局現今の集治監に於けるが如く全國の監獄を司法大臣の直轄に屬せしむるの適當なるは吾人の確く信して疑はざる所なり政府當局有司以て如何と爲す。

雜錄

○ 實務演習

(第三回) 一月十六日(火曜)
於警察監獄學校

小河滋次郎講述

職務勘査を爲す能はざるを以てなり

監獄官吏は互に和親を旨とし公私に論なく互に其体面を保全するの義務を有す

官吏たる者は總て職務上の秘密を確保するの義務

を有す假ひ刑事上の證人となる場合と雖も事苟も其職務に關する事項なるときは上官の許可あるに

非れば之を陳述することを得ず就中監獄官吏は最も職務の秘密を保たざるへからず官吏は最近親族の間と雖も此の秘密を漏泄することを得ず誰か監獄に秘密なしと謂ふ行刑立法の主義は監獄官吏の

品の使用其他製品の注意等に關し到底適質なる督監獄官吏は總て其監獄に於て施行する所の作業に通曉するの義務を有す如何となれば作業に通曉するに非れば作業に關する適當の處理は勿論作業素各自に依て始て其旨趣を全ふすることを得へし

密を以て警察の專有と爲すか如きは誤解の甚なし
きものなり監獄官吏は本人は勿論其家族婢僕に至
るまでも秘密を保たしむるの義務を有す監獄の秘
密とは何ぞや苟も職務に關する事項は其直接遇囚
に關する事と監獄行政事務に關する事とに論なく
總て之を包括して秘密と稱す

監獄官吏は死刑執行の情況に關し死刑者の舉動、
刑場の狀況等に關する事項は勿論何人か如何なる
作業に從事し其行狀は如何又は如何なる監房に拘
禁せらるゝ等總て其情況如何に付ては堅く他人に
漏泄することを得ず

例令は時として社會に有名なる人士か囚人となる
と假定せんに其囚人は如何なる業を爲し居る
とか第何號の監房に居ると云ふか如きことにして
て花井ち梅か麻裏を作るとか森順正か何を爲し
居るとか云ふ事項の新聞に記載せられしことあり
是等時として監獄官吏の口より傳はること無

きを保し難し斯る事柄の世人に漏洩するは機密
漏洩の最も重大なる事と謂はざるを得ず

監獄官吏は如何なる場合に論なく囚人に對し直接
り依頼を受くるとか若くは囚人に肆まゝに依頼
するとか云ふか如き私に關係することは如何な
場合と雖も爲すこと能はざるなり

是は獨り製作品を註文する事のみにあらず此註
文は依頼と云ふ言葉を含み居るなり或は囚人よ
り規則を受くるとか若くは囚人に肆まゝに依頼
するとか云ふか如き私に關係することは如何な
場合と雖も爲すこと能はざるなり

又私事に關する談話を爲すことを得ず

註文することを爲す能はざるのみならず職務以
外に私に關する談話を爲すことを得ざるなり
若し囚人より之を挑む(仕掛くる)ときは嚴に之を
拒絶す猶ほ説諭を加へ若くは相當の處分をなすへ
し
又規則上享有するを得べき恩惠事項(食物の購求、
監房、工場の移轉、書籍看護又は信書を認むる等)

と雖も官吏は相當の手續を爲さずして肆まゝに之
を囚人に許可することを得ず

例へば行狀方正なる者に關しては規則に依りて
相當の工錢を得、食物の購求を許すことありと
雖も看守に於て其手續を經ずして之を専行する
こと能はず

官吏は囚人の廉恥心を涵養することを努むるか爲
めに如何なる場合に論なく囚人に對し侮辱を與へ
凌辱を加ふる等苟も其廉恥心を害し其品性を損す
るか如き行爲あるを許さず

是等の事は往々に下級官吏に依て行はるゝ所の
事柄にして漫に囚人たるの故を以て之を輕蔑し

場合に依ては之を凌辱するあり是等は最も戒飭
を加へざるを得ず其結果は即ち自暴自棄に至り
終に犯罪より遠ざかる道を全く失ふことあるへ
し如何なる罪悪人も幾分の廉恥心を有し居れど
も唯々時としては蔽はれ、時としては減少する

ものなれば僅かの廉恥心の萌芽と雖も之を發育
せしめざるを得ず其萌芽の發育せらるゝは殊に
日常僅微の間に存す即看守の日々取扱ふ所の舉
動に於て存するを以て此點に就ては殊に下級官
吏は注意せざるを得ず

監獄署の給仕、小使等を監房、工場等囚人の現在す
る場所に出入せしむるから家人(家族婢僕)の如
きも成るべく監獄に出入せしめざるを要す若し止
むを得ざるときは囚人の現在せざる場所に限りて
相當の官吏を附して之を許可すべし決して獨歩せ
しむ可からず

余輩が地方監獄を巡回するに當り往々にして婦
人小供が盛んに監獄に出入往來するを目撃せり
即監獄署に勤務する父の辨當を持往き或は用事
の爲めに出入するものなれども是等は成るべく
其取締を爲さざるを得ず尤も辨當の持運ひに婦
女子を使ふは止むを得ざるへけれども斯る者か

経ひ四人の居らざる所と雖も門内事務所に出入

するに宜しからざり出來得へくんは絶對的に禁止

せんことを希望す或は接見の場合に母親か小兒

を連れて接見することあり斯る場合に其小兒を

離すこと能はされは是等の事は或は豫め監獄署

の控所に掲示を爲し置きて連れ來らざる様注意

するの必要あり或は監獄の近傍に於て動もすれ

は小供か四人の眞似事を爲して遊戯することあ

るを以て外より使其他の者か來りて止むを得ず

之を許す場合には一々門衛又は巡視か附添ふて

案内するを可なりとす又幼少なる給仕杯か自由

に監房、工場に出入往來するとあり是等も囚人

の居る所は勿論事務所以外の監獄内を歩むこと

は最も嚴重に禁止するを必要なりとす小使の如

きも亦然り自由に監房、工場に出入せしむへか

らす是等は何れ事務員の命令なりと雖も是又一

の事務なるを以て夫れか爲に看守、押丁を定め

を下すことを得ず爲めに時々誤解を招き或は命

令の旨趣を貫徹せざる憂なき能はず且つ時どし

て實際上官の命令を傳達するに當り之を傳達す

る中間の官吏に於て上官の旨趣を誤解するか如

きことなきを保せす

置きて可なるへし

上官の命令

令者としては嚴正忠實に之に服従せざるへからす
故に上官の命令は最も明瞭にして且つ之を下した
る以後に於ては果して其の命令か適實に施行せら
れるや否やを監督せざるへからす

命令の最も明瞭を要することは謂ふ迄もなし然

るに往々にして命令を下すに當て分明を欠き被

命令者をして何れにして宜きやと云ふことあれ

ども其の一且命令を下す以上は之を嚴正忠實に

實行せしめざるを得ざるものにして命令を下し

其儘に描くこと能にす如何況其の命令實行せら

れたるやと云ふことを紀さるを得ざるなり

看守に對する上官の命令は其の看守の多數なると

一旦往々直接に之を傳達する能はざる事情あり

看守の數は多數なるに依り往々典獄直接に命令
へたるに受命者は乙の監房の搜檢を爲すへしと
云ふことに聞達ふか如きことなく其の命令か憃
に傳達せられたるや否や其の手帖に依て始て明
瞭するものなり

尙ほ上官は毎月一回此の手帖を検閱すへし尤も此
の手帖に記載する命令は口頭を以て傳へられたる
場合に限る

余は此の規定を我邦に適用するは最も必要なる
へしと信す或は特に命令帳簿を交付するか若く
は既に看守に交付しある手帖に記入せしむるも
可ならん而して其の手帖を毎月一回監獄に取集
め以て之を検閲するの必要あり

監獄官吏の分掌例

前段に於ては監獄官吏の一般に關する職務上の
事柄に付て陳述せしか是より監獄官吏の分掌例
(分掌職務又は分掌事項と云ふも可なり)に就て
開陳せん諸君の了知せらるゝ如く我邦に於ては

看守、雇人分掌例なるものあれとも書記、看守長、典獄の分掌例に至りては唯「書記は計算の事務に従事す」とか或は「庶務に従事す」とか云ふ如く荒漠たる規定か官制中に記載しあるのみにして未だ詳細に規定したる分掌例の設けなし

此の分掌例に就ては内務省に於ても既に大体の草案は出来居りて未だ之を發布するの運びに至らされども是非とも此の分掌例を設くるの必要あり何となれば彼の監獄官吏の責任を問ふ場合即懲戒處分を爲すに當りて實に監獄官吏の負ふこと能はざる不道理なる責任を負はしむることあり斯くては之を懲戒するも其の實効を見ること甚かるへし是を以て其の責任を明かに規定し置き之に依て其の責任を問ふことせは從て其の事務の成績を充分に擧げしむることを得へしと信す就ては是れより極めて其の大体、例へは典獄は如何なる事柄に於て責任を全ふすると云

典獄は監獄全体の事項を統轄するの責務を有する事勿論なれども殊に在監人の適法に處遇せられ居るや否や即在監人が法律規則に依り刑を執行（未決入なれば未決拘留の執行）せらるゝ上に於て同時に悔過遷善、出獄の後に秩序ある生活（良民的生活）に復歸するに適當なる方法を以て處遇せられ居るや否やを監督するの責務を有す

此の刑を執行せられ悔過遷善、良民的生活に復歸するに付ては猶ほ後段に詳述すべし
典獄は囚人を監房に配置する事、即分房又は雜居房に配置し若くは之を轉房せしむる事に就て直接典獄は如何なる事柄に於て責任を全ふすると云

に指揮監督するの責務を有す

此の四人の監房配置は獨り自ら監督するのみならず自ら監房に配置することを指揮する責務を有するなり此事は往々典獄が拋擲し居り甚たしきは看守の適宜に任せ置く者あり猶ほ進みたる

を巡視すべし

故あるに非すして報告を後にせられたしとか或は之を零るとか云ふか如きことあるへからず毎日義務として之を聽かさるを得ず

典獄は監獄則の規定に依り在監人に對し相當の懲罰を科するの權を有す

典獄は監獄則の規定に依り在監人に對し相當の懲罰を科するの權を有す

典獄は刑法の規定に従ひ假出獄の申請を爲すへきせらるゝや否やは典獄か自ら指揮せざるへからず是は我邦のみならず歐羅巴に於ても典獄か直接に責務として履行せられ居るなり

典獄は毎日規定の日報を檢閱し且つ監獄の出來事に關し日々理事又は看守長より口頭を以てする報告を受くるの責務を有す

右に列舉せし事項は典獄が直接に責任を以て爲さるを得ざる重要な責務なり猶ほ茲に列舉せし重

看守長より報告するときは典獄は一々親しく之先づ前段の法律規則に依て適法に執行せらるゝや

要注意して聽聞せられ且つ記憶せられんことを望む

第一典獄の責務

典獄は監獄全体の事項を統轄するの責務を有する事勿論なれども殊に在監人の適法に處遇せられ居るや否や即在監人が法律規則に依り刑を執行（未決入なれば未決拘留の執行）せらるゝ上に於て同時に悔過遷善、出獄の後に秩序ある生活（良民的生活）に復歸するに適當なる方法を以て處遇せられ居るや否やを監督するの責務を有す

此の刑を執行せられ悔過遷善、良民的生活に復歸するに付ては猶ほ後段に詳述すべし
典獄は囚人を監房に配置する事、即分房又は雜居房に配置し若くは之を轉房せしむる事に就て直接

典獄は毎年度末に於て一年中に生したる監獄重要

の出來事例へは破獄逃走自殺其他の事項を報告す

右に列舉せし事項は典獄が直接に責任を以て爲さるを得ざる重要な責務なり猶ほ茲に列舉せし重

行せらるゝやと云ふ事に就て茲に刑の目的は何れに在るやを説明せん

抑と刑罰の目的は獨り自由の剥奪に依て罪惡の償ひを爲すを以て之を達したるものとは言ふへからす

單に自由の剥奪と云ふ苦痛を與へて犯罪の償ひを爲すのみにて刑罰の目的を達したるにあらず併せて又四人を改良感化して秩序ある生活に復歸せしむる所なるへからす

故に所謂習慣犯者にして再三監獄に出入する者と雖も改良の望みなしとして之を抛擲するを許さず若しも單に刑罰の目的は自由を剥奪し罪惡を償ふを以て足れりとせば其の種類に依て之を抛擲するものなりと雖も悔過遷善の途は同時に努めざるへからず

飽まで之に改良感化を加ふる所なくんはある可ら

夫は餘程困難なれども之を困難として抛擲すること能はず

監獄協会第三十卷第七號

囚人を改良感化するの事は典獄の要務にして此點に付ては別に法律規則に一々指定する所なきを以て

如何なる方法を以てせば改良感化することを得ると云ふ事は一々法律規則に擧げ盡すこと能はず

典獄は自ら適當なる方法を研究發見して之を活用する所なかるへからず

其自ら發明せし所謂臨機應變の感化法を研究して活用せざるを得ず

個人的關係を省察して之に應する處遇を爲すは改良感化上的一大要件と知るへし

之か手段を發明することは最も必要とする所なり

改良感化は生活せる事業なるか故に單に教誨、教育、讀書等の事に放任して其の目的を達し得へしと誤解すへからず

録

雜

改良感化の目的を達せんか爲には囚人出獄の後と雖も出來へき限り之が改良的保護を加ふるの注意あるを要す免囚保護事業の如きは典獄の之を翼賛し之を保護すべきは勿論若し未た此の事業の設けか創立者となり役員となり若しく會員となりて免囚の善後策を立つる事に盡力せざるへからず此の免囚保護事業に關しては殆んど行刑の事と全く其の性質を異にし監獄官吏か直接に關係すべきものに非すと云ふ考を有する者あり併し乍ら囚人を扱ふ目的は正當の生活を營むことを努むるに在り之に付ては勢ひ典獄か手を伸ばして之を擴張せざるを得ず故に典獄は之を翼賛し之を保護し或は之か創立者となり或は場合に依りては役員と爲りて其會に盡力せざるを得ず

囚人の違令、犯行又は偽善の行為（所謂猫を被ふる表面的改良）は懲罰を加へて嚴重に之を制裁する所なかるへからず

前段は改良感化に重きを置かざるを得ざるの實務を有し居る事を説き後段は典獄は懲罰に付て直接に責任を有する事を示せり即違令、犯行若くは偽善の行為あれは懲罰を施して嚴重に取締らざるを得ざるなり

歐洲に於ては囚人懲罰權は典獄自ら有れども被告人に付ては直に懲罰權を有せず被告人の犯則、違令に付て懲罰の必要を認むるときは典獄は之を裁判官に申告するものとす即被告人の懲罰權は裁判官たる判事か有し居るなり

典獄は囚人の個人的關係を省察して之に適當なる處遇を施し依て以て改良感化の適實ならんことを欲せは先づ入監者に對し其の監房配置の事に最も慎密の注意を用ゐ

(九二)

(一三) 第一には此の機會に於て新入監者の個人的關係を詳かにし

第二には其の詳悉したる個人（銘々の囚人を）適當なる監房に配置するの必要あるは論を俟たず

日々數十名の入監者ある大監獄（獨逸に於ては日

々入監者三十名以上あるを大監獄とす）に於ては

典獄か一々監房の配置を自ら指定するの困難なる

事情あるへしと雖も

日々三十人若くは五十人位の入監者ある例へは

大阪の如き大監獄に於ては一々之を典獄か指定

するは困難なるへけれども

日々三十人若くは五十人位の入監者ある例へは

大阪の如き大監獄に於ては一々之を典獄か指定

するは困難なるへからず

是は嘗て陳述せしか毎日執務時間後に於て夜分に入監せし者を一々其日の内に入監せしむること能はざる故新入監房を設置し假に入れ置くの必要あり然して其の新入監房は分房を擇ふの規定を要するなり

種類は何れの監房に入れ置くとか或は其の罪質

は如何なる規定を適用するど云ふ大体を定め置きて或は之を看守長に配置せしむる可なり

但し此の如き種類の中にも往々事情の慙むべき者

ありて監獄に於て慎密の處遇（短期の刑なるも良く處遇すべき者）を施すの必要ある者あるべきか故に是等は監獄理事に於て適當の鑑別を爲して分房に配置する等の注意あらしむべきは勿論なり

典獄か監房配置を爲すに付ては二種の方法あり一

は新入監者に就て悉く自ら其の配置すべき監房を

指定して之を當該官吏に命する事、一は當該官吏

（書記、看守長）をして適當の配置を立案して毎朝

報告の際に於て典獄の認可を請はしむべき事是れ

なり

監獄協会誌第三十卷第七號

監房配置の方法には前述の如く二つの方法あり

即悉く新入監者を典獄か指定する事及び指定の

案を立つ事は之を理事或は看守長に任せんなり

尤も入監者の中には山林盜伐違犯、學校令違犯、乞、浮浪者取締違犯其他の違警罪の爲に再三入監するか如き種類の者あり此等に付ては一定の内則の如きものを設けて之を適用し一々自ら其の監房を配置するに及ばず

爰に特に山林盜伐違犯或は學校令違犯と云ふ字

を掲げたるは獨逸に於ては其の必要あるなり獨

逸國は山林保護に付て非常に嚴密なる規則あり

て僅に山林中煙草の吹殻を落すも犯罪とするを

以て恰も日本に於ける賭博犯の如く一時に夥多

の犯罪者を出すことあり又學校は強制就學の制

を實行し居るか故に例へは學校に學齡兒童を入

學せしめさりしどか或は入學し居る者を通學せ

しめさりしどか云ふ事の爲に犯罪とせらるゝ者

非常に多し或は乞乞取締違犯者の如き再三出入

する違警罪是等の種類に對しては一々監房を指

定するに及ばざる故に一定の却則を設けて其の

而して昨日入監せし誰某は何號に配置して可な

りと云ふ立案を爲して典獄か之を認可すると云

ふ二つの方法あるなり然して余の目撃せし所は

典獄か自ら之を爲し居りしなり

監房配置の任務を全ふせんとなれば典獄は常に各

監房の定員及現員を詳悉し置かざるへからず監房

人員表なるものは即此用に供するものにして典獄

か適當なる監房配置の参考に供するものなり此表

は便宜大監獄に於ては黒色を以て製したる塗板を

以てするも可なり

此の監房人員表は曾てゼーベツハ氏の講義中に

も掲載せしものあれども是は不充分なるか故に

猶ほ余か實際見來りし表を次回の講義に於て示すへし

○監獄判任官の配置に就て

現行地方官官制第四條に依れば屬警部監獄書記、

看守長の定員は各府縣を通じて七千八十八人とし毎年主務大臣の認可を経て知事之を定むとありて從來内務大臣とありしを本年四月勅令第百七十號を以て主務大臣と改正せられたるものなり、是れ即ち監獄事務主管換の結果として屬、警部は内務大臣に於て監獄書記、看守長の定員は司法大臣に於て之を定め亦是に認可を與ふこととなりしものにして是れ畢竟當然の事理なりと雖も前顯各府縣を通したる七千八十八人の定員は屬、警部、監獄書記、看守長を併算したる人員なるを以て此内司法大臣の主管に屬する監獄書記看守長の定員配當の結果は必らず施して内務大臣の主管に屬する屬、警部の定員の上に失出失入を生ずるは素より免かるべからざる當然の事理なるを以て此定員分割に就ては從來の習慣或は行懸り等に拘泥することなく其事務の性質及難易繁閑を兩々相比較し適當の度合

に分割配置せざるへからざるなり是れ實に一大難問にして其利害の及ぶ所を決して尠少なりとせず現に既往の實檢に徵するに全國何れの地方に於ても概して定員配當の標準甲乙均衡を得ずして實に加ふるに其俸給平均額の如きも屬、警部に比し甚だしく權衡を失し最下低額に餘裕なくせられつゝ我監獄に於ける判任官の定員は比較的の少數にして從來あるは平素吾人の憂慮措く能はざる所にして從來比較的監獄に人才を採用する能はざるは職として皆らざるはなし例令は適度の判任定員を配置せられつゝある地方に在ては痛く其俸給平均額を減殺せられ(國庫豫算の俸給平均額に比し)又甚しく其俸給を削減せられる地方に在ては其定員を減殺せられ(國庫豫算の俸給平均額に比し)又甚しく其俸給を削減せられざる地方に在ては其定員を減殺せられれば即ち俸給を削減すると云ふか如く結局何れにしても監獄判任官の配置及其俸給額は他の部課に屬する屬、警部に比し著しく下低の地位に

拠擲せられつゝありしものと謂ふも決して謔言にあらざるを信せり現に彼の年々内務大臣より地方長官に對し監獄書記、看守長の定員配置并俸給配當に就き訓令せられ來りしに依て之を觀るも思ふに詮なし唯今後に於ける監獄判任官の分割配置をして全國權衡を得せしめ所謂屬、警部の定員と監獄書記看守長の定員を分割するに當ては此際綱密なる比較調査を遂げ從來監獄側に蒙りたる不利益不幸を匡救せらんことを希望せざるを得ざるなり而して又俸給配當に就ても右と事實を同ふす是實に監獄事業の上に一大影響を及ぼすは勿論今回之の定員分割は將に是れ永久監獄の利害紀綱の張弛に關係すること至大なるものあるへければなり聞く所に依れば以上の府縣判任定員の分割に就ては司法、内務兩省の間に妥協熟議を遂げられ正に明治三十四年度より劃然其經費の所管を區別せら

以上各府縣を通したる監獄官吏の定員分割に於て他の屬警部と甚しき權衡を失すことなからしめんか亦其毎府縣の監獄判任官の定員配當に就ても須らく甲乙府縣の間に均衡を得せしめざるべからず從來の監獄判任官の毎府縣の定員は地方に依り最多最少の懸隔甚しきものありて殆んど其算定の基く所を端倪すへからざるものあり是れ畢竟地方長官の監獄を遇するの厚薄即ち換言すれば監獄に對する觀念の冷熱如何に原因するものにして是れ

亦治獄の統一を得たるものにあらざるを以て司法大臣は此際全國各監獄の實況に付き粗々其拘禁定員なるものを確定し亦其内に就き構造又は役業の如何を斟酌し一定不動の所謂固定の判任定員を適當に配置せられんことを要すと云ふにあり

○時事片々録（承前）

第五　監獄管理法に就て　監獄主管の變更即ち

從來内務省に屬したりし監獄行政監督權を七月一日以後司法大臣に移されたる就ては今後監獄問題の前途に横たわる所の種々の難件は須らく司法大臣の裁斷に待たさるべからざることは予輩前號の紙上に於て物せし所にして現任清浦洋相は既に此邊の事に用意周到なるものあるへしと雖も予輩は重て茲に釋迦に說法の恩を繰返さんとするは監獄の前途大に憂慮すべきものあればなり、却説主官變更後の監獄行政管理權の

現時の集治監同様司法大臣直轄の下に屬せしむるを以て策の得たるものなりとす、而して此監獄直轄問題も監獄當局者の間に付隨分久しき以前より頻に唱へられ今日は既に陳腐説たるか如き感なきにあらずと雖も從前の直轄問題は其経費の地方稅支辨たるより到底行はれ難き議論なりしも今日の監獄直轄問題は余斐か十年一日の如く熱心に希望したりし監獄費國庫支辨は今將に實行の期に際し、一面亦曾て内務省に屬したりし監獄事務の主管を司法大臣の監督指揮の下に管轄せられたる今日の好時期に於て此直轄將來遂に我國の監獄改良の期なきを如何せん亦嘗て政府が監獄費國庫支辨法を計畫し而して該法律案の通過を熱心に希望したる素志よりするも獄制の統一普及、獄舎の改築等は蓋し政府が監獄改良最先の急務なりと認めたる結果にあら

所在は今日尙ほ依然として地方長官の手に存することは素より論を俟たざる所なりと雖も諸此の廳府縣長官の下に監獄を屬せしむるの是非の

問題にして一面動もすれば監獄の主管を司法省に移されたる理由を世人は揣摩臆測して結局監獄の管理權は檢事の手に屬せしむるの準備なりと云ふものは是れあるのみならず或は甚だしきは當該檢事又は監獄當局者夫れ自身に於ても斯の如き妄想を懷くものなきにあらざるか如し、是れ尤も一想起るべき想像なりと雖も余輩は容易に是に信を措く能はざるなり、要するに今後の監獄管理權は廳府縣長官の手に屬せしむるの必要更に之れなきと同時に第二の檢事に隸屬せしむへしとの聽説は亦更に益々不可なるものありと信せり果して然らば監獄の管理權は結局之を

ざるはなし是れ即ち第十四帝國議會の當時政府委員が該法律案の通過に當り與へたる説明なりしに依て之を見るも苟も獄制の統一普及を欲せば勢ひ地方に分割々據の姿なる廳府縣長官の手に於て依然監獄を管理せしむるの不可なるは勿論、其結果却て不統一に終るなきを保すべからざるを以て此際此機會を利用し本省直轄の下に之を監督管理せしむるの必要あるは殆んど何人も疑を存せざる所なるへし、現に七月一日以降に於ける司法省監獄局の規模も既に擴張せられ監獄の監督機關も將に完備(?)せんとするに當り此直轄問題を再説する蓋し故なしとせんや

第六　專任監獄巡閱官設置の必要　監獄管理權

をして余輩の理想の如く司法省直轄と爲すとせんとするやは是れ亦一問題たるか如し、從來當局者の間に調査せられたる直轄後の監獄監督

機關の設備計畫なりしと云ふを聞くに全國を數

管區に別ち恰も大藏省所管稅務管理局の管内稅務署に對するが如く管區長は各其管内の監獄を

監督し管區長は直接に主務大臣の指揮監督を承

ることとし一面亦管區長は一監獄の管理者と

して併せて其管内監獄を監督せしむることとせ

は經費及統理の上に於て相互の便宜なりと云ふ

にありしか如し、然れども余輩を以て之を見れば

は右の如き所謂複監督の制度は即ち今日の廳府

縣長官の監督權に換ふるに管區長、語を換へて

之を云へば獄務の當局者を以てすると云ふに過

きすして獄制統一上の不便は亦到底免かるへか

らざるのみならず其極却て種々の弊害を釀生す

る虞なきを保證せざるを想へば前述の如き複監督

の制度は遂に我監獄制度の上に採用すべからざ

るを信ず故に結局余輩が監獄直轉論を主張し且

之が設備機關は將來之を如何にすべきやとの問

監獄會誌第卷第三十號

題に就ては現行司法省官制の上に専任監獄巡閱官三名乃至五名を増設せらるゝを以て足れりと

信ず、現に今日迄の獄制改良の程度の上よりするも一般的法規命令は即ち法規命令として全國

劃一的普及のものたるは素より論なしと雖も能

く之を實地に施行し適實に執行せられつゝあり

やと云ふに至ては余輩は容易に之を首肯する能

はざるなり是れ即ち從前に在ては全國監獄の巡

閱頻繁ならず從て視察監督の普及せざる罪にあ

らざるはなし尤も毎年一回當局典獄を主務省に

召集し獄治に關する諸般の事項に付訓令指示せ

らるゝ所ありと雖も果して其指示命令は確實に

施行せられつゝありやとの疑問に至ては遂に杳

として證明すべきものあることなし、而して之

が事實及法令の普及を視察監督するもの唯一の

監獄巡閱てふ一事を施行するにありて存す余輩

は曾て監獄巡閱の頻次且巡閱内規なるものゝ勵

行を望むありと雖も從前の如き主務局に在ては到底之を適實に施行する能はざりしが蓋し其規

模の狹小にして人少の結果に出たるに相違なきか如し、然りど雖も七月以降の監獄局は其規模

を擴張し監獄事務官を増置し併て其局僚を員員せらるゝにあるを以て局務の擴張整理は今後括

目して睹るべきものあらんとす、而して一面余輩の希望の如く専任監獄巡閱官數名を特設し限

なく全國の監獄を頻次巡閱せしむることとせは

全國の監獄行政を主務省に於て直接監督する決

して難きにあらざるのみならず特殊機關の設置

を要せず政令能く行はれて以て余輩が頻りに絶

叫したる獄制の統一、遇囚の割一的方針は適實

に施行せらるゝこと期して待つべきものあるべ

し、之を要するに監獄巡閱の急務に付すべからざると同時に専任監獄巡閱官の設置亦今日に於

經費の收支豫算決算并官有財産の管理保存等苟も監獄事務の央以上は監獄經濟に屬するものと觀るを得へし依是觀之は監獄經濟なる文字に包含する事務の範圍は果して如何なる程度迄之を指するものなるやの儀に就ては余輩其解釋に惑ふものにして現に官有財產に關する事項及監獄建築修繕に關する事務は總務局營繕課の分掌に屬せるを睹る語を換へて之を云へば監獄に屬する官有財產の管理、監獄建築修繕に關する事務を監獄局より分離せられたるに就ては營繕課は即ち本省裁判所及付屬建物の建築修繕に關する事務を分掌せるより便宜上監獄の建築修繕事務をも營繕課に併掌せしむるの趣旨なるへしと雖も抑も監獄建築なるものは建築學中に於ても専門の技術に屬し普通一般の廳舍建築等とは決して同一視すへらかざるものに屬せり即ち監獄建築なるものは獄制の如何に伴ふは勿論、少くとも

立すべきこと刻下焦眉の急なるなき乎、然るに今回監獄局の分課規程中監獄建築に關する事務を除かれたるは余輩の大に遺憾とする所なり、又獄務課の分掌に恩赦、復權、死刑執行に關する事務等を加へたるは其性質相近適せるを以て姑らく之を善しとするも出獄人保護に監する事務を監獄局に屬せしめながら今回新たに發布せられたる感化事務を内務省主管に屬せしめられたるは蓋し感化院をして監獄觀念の外に特立せしめんとの精神寔に可なりと雖も尙一步を進めて免囚保護事務をも監獄統計の外に獨立せしめられさりし事こそ遺憾なれ而して又統計課を特置ふて今後監獄改良を裨益するもの蓋し多からん

一般の監獄學上の理論に通曉するにあらざれば完全なる監獄建築を最てする能はざるのみならず、現に歐米文明國に於ても今日尙ほ完全なる監獄建築法の標準則とも云ふべきものなきは蓋し其監獄制度の日進月歩に伴ふ所の監獄學者に由せざるはなし、故に歐米諸國に在ては監獄建築委員なるものゝ組織ありて委員には監獄學者、實務家、法律家、政治家、醫家、建築家等を以て是に任用しつゝありと云ふ亦以て監獄建築の至難なる事を推知すへきなり、而して我國未だ拘禁制度の確定したるものなく從て建築標準則の設けなきは勿論止むを得ずとするも今日以後巨額の資を投じ新たに建築せらるべき監獄は所謂今後に於ける摸範監獄とも云ふべきものなるを以て獨り之を建築家にのみ全任することなく一面監獄學上の要求を充たすに足るの計畫設計を確

辦法施行後に於ける監獄経費の收支の事務は獨立して監獄に於て取扱ふべきや即ち語を替へて之を云へは國庫支辨後の監獄費の仕拂命令は典獄に分任せらるゝや將た又府縣費同様知事を仕

拂命令官とせらるべきや將及監獄に屬する動産物品の出納規程は如何に規定せらるべきや、收

入徵收官は何人を以て之を充つるや收入官吏は

如何、且つ又支署に於ける經費の仕拂收入等は如何に取扱ふべきや等の問題は劈頭に起るべき疑問にして而して之か規定如何に依ては官吏の撰擇并之に關聯する帳簿簿冊の調製等に多少の日子を要するに右等の諸問題に就ては當局主務省自ら悟として顧みざるか如し當局實務者何

を以て之か準備を敢てするを得んや殊に又本年度は法律施行第一年に相當し國庫金整理方等に付き種々なる準備之れあるに於てを尤も主務省に於ても來年度の豫算編製監獄主管の變更等

の調査に付き日も尙足らざるものあるへしと雖も以上に掲記したる準備事項は此際一定の規準を定め地方當局者をして適從する所を知らしめ他日法律施行の期に際し支吾を生せしめざらんことを要す

第九 監獄の收入増加に就て 増收問題即ち監獄の收入を増加するを要すとの議に就ては今日

當局者の異口同音に絶叫する所にして之を詳言すれば即ち監獄費國庫支辨と關聯したる問題にして將來國庫費支辨に屬せしめたる結果として歲出合計四百八拾萬圓に對し歲入合計百貳拾七萬圓は是非之か財源を監獄收入に仰がざるべからずと大藏省との間に豫約あるに基しものにして少くとも今後數年間は前顯差引金三百五拾三萬餘圓を以て府縣監獄に關する一般經費の支出額を擔保したるものと謂ふべし、然り而して監獄收入の主なる者は總て之を役囚の作業より

生する工錢及び製作收入に需めざるへからず現

今の實況より之を觀察すれば百貳拾七萬圓の收入決して難きにあらざるか如しと雖も既往の事實に之を微するに工錢及製作收入に於て貳割内外の增收を見るにあらざれば到底豫期の收入を見る能はずと云ふ二割内外の增收決して難事なりと云はざるも收入增加を企圖するの極或は行刑の本旨を忘却するなからんことを要す彼の米國か分房制の祖國と云ひ不定刑期の鼻祖なりと云ふ割合に行刑主義の上に識者の嗤笑を招きつゝあるは蓋し監獄作業を以て個人及國家の營利的事業と認め囚人の感化も再犯豫防も悉く皆彼等囚人を導くに唯利を以てするを最も捷徑なりと誤解せられたるに依るか如し我國は至幸にも

今日に至る迄斯る誤解に陥るとなく正順に改

良せられつゝ來りしは寔に喜ぶへしと雖も今日



監獄の主管を司法省に移されたる改正官制は愈々

本年七月一日より施行せられ之れと同時に内務省中の監獄局は六月三十日限り擧て司法省に移轉して七月一日より事務を開始せられたり而して改正官制施行と共に内務省監獄局長以下監獄事務官は其儘廢官となりたるを以て更に辭令を發し局長以下事務官の新任を見るに至れり、尤も監獄局僚は何れも表面内務屬より司法屬に轉任すること、而して之れと同時に本省直轄たりし集治監典獄以下の官吏は此際總て辭令を須るす現職現任の儘、其管轄を司法省に移されたる議なり

○監獄局事務分課規程に

就て

監獄事務の主管を内務省より司法省に移されたるに就き本月一日司法省に於て同省分課規程を改正

のある所を忖度するを得ざるなり然り既に分課規程は以上の如く定められたりと雖も根本的監獄建

築に關する緩急順序并拘禁制度に隨伴する事項は勿論監獄局當然の職務にして予輩は今後監獄建築

修繕に關する大體の主義方針は監獄局と營繕課と

して監務課の分掌に就ては新たに恩赦、復權、死刑執行等に關する事務を追加せられたるは是れ又何

れも重大なる性質の事項なるを以て當局諸士の職責一層の重きを加へたるものと謂ふへし、而して

又經理課統計課の事務は從前の計表課を分離したるに過ぎずと雖も監獄に關する經費豫算の收支并

豫算の配當等の調査事項は無論經理課の主管にし蓋し統計課をして獨立せしむる所以の理由にあら

し七月一日より施行せられたり、而して監獄局の分課分掌に就ては嘗て内務省に於て調査せられたるものと粗々大差なしと雖も監獄局に建築課を置かずして別に總務局に營繕課を置き監獄の建築修繕に關する事務を分掌せしめるゝこと、なれり由來司法省に在ては本省及全國裁判所并付屬建物の建築修繕に關する事務は會計課に於て取扱ひ來りたるを以て監獄局建築課を置くときは監獄の建築修繕に關する事務と全然之を分離獨立せしむる事とになり經費及管理上の不便不利甚からざること、なれど營繕課なる一課を設置し監獄建築に關する事務をも是に合併せしむることとなりたりと云ふ、然りと雖も予輩の見を以てすれば元來監獄建築なるものは他一般の官廳舍建築事務等とは大に其性質を異にするを以て少くとも多少監獄學上の智識及特能を要するより之を觀るも監獄建築に關する事務を全然監獄局より分離せられたるは予輩其意

○司法省分課規程

第一條 大臣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密文書ニ關スルコト

二 機密事務ニ關スルコト

三 大臣ノ官印及省印ノ保管ニ關スルコト

四 外國人ノ身分ニ關スルコト

五 酒類ニ關スルコト

第二條 総務局ニ職員課、庶務課、會計課、營繕課ヲ置キ其事務ヲ分掌ス

第三條 職員課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 官吏、退身分ニ關スルコト

二 裁判所附吏員及辨護士ノ身分ニ關スルコト

三 刑事審定用試験官署通試験裁判所書記登用試験並辨護士公證人及執達吏試験ニ關スルコト

四 官吏ノ出張ニ關スルコト

五 裁判所ニ設立停止及管轄區域並其變更ニ門スルコト

第四條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 公文書類ノ成案文書ノ接受發送ニ關スルコト

二 文書ノ淨書ニ關スルコト

三 總務長官ノ官印ノ管守ニ關スルコト

四 民事事件及非常事件ノ統計報告及官報掲載ニ關スルコト

(四四) 公文書類ノ編集保存ニ關スルコト

五 犯罪人名簿調査ニ關スルコト
六 公文書類ノ編集保存ニ關スルコト
七 各局課ノ主掌ニ關セサルコト

○監獄局の主管換に付

経費關係に就て

監獄會協第三十卷第七號

- 一 本省所管經費及諸收入豫算決算暨ニ會計ニ關スコレト
二 會計ノ監督ニ關スルコト
三 本省所管ノ物品ニ關スルコト
四 保管金雜部金收支及領置物品ノ出入ニ關スルコト
五 廉内取締ニ關スルコト
六 履人使役監督ニ關スルコト
節六條 営繕課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 本省裁判所監獄及附屬建物ノ建築修繕ニ關スルコト
二 本省所管ノ官有財產ニ關スルコト
第八條 監獄局ニ獄務課經理課統計課ニ置キ其事務ヲ分掌ス
第九條 獄務課ニ於テ左ノ事務ヲ掌ル
一 恩赦復権假出獄免職監視假出獄人保護及死刑執行ニ關スルコト
二 獄務ニ關スルコト
第十條 經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 監獄ノ經濟並ニ作業ニ關スルコト
第十一條 統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 獄獄ノ統計報告ニ關スルコト

監獄事務主管換の結果として監獄局に關する經費及び從來本省直轄たりし集治監、府縣費中に包含せられたる典獄監獄書記看守長の俸給諸給并に監獄官吏の旅費賄費等は此際內務省所管より司法省所管に移すの必要ありと雖も本省監獄局の經費及び從來府縣費中に豫算したる監獄官吏の俸給及諸給與は何れも豫算不分割の例に依り凡て第二豫備金支出を要する筈なるも其金額多額に上り到達せられたりと云ふ、而して集治監經費及北海道豫備費の支出し能ふ所にあらざるを以て司法省監獄局の經費に限り豫備金支出とし府縣の監獄官吏に關する俸給諸給等は凡て内務省所管の儀据置き仕拂をべきことに決定せられ其旨一般に通牒を發せられたりと云ふ、而して集治監經費及北海道本廳費、沖繩縣地方費中に包含したる獄署費在

監人費は欵又は項目に於て分割し得るを以て本年を告げたりとの趣にして余輩の聞く所に依れば監度の開始より全然之を司法省所管に移し既往及將來の收支共司法省所管を以て整理すべき義なりと云ふ

前述の如く本年度は豫算決定後殊に年度央に當るを以て本年度に限り内務省所管の虚仕拂を爲すを以て嘗て内務大臣の定めたる定員及俸給に依り何等の支障を見すと雖も今後府縣定員中各官の定員變更等に就ては内務司法兩大臣の間に總て合議協定を要することとなり此間の消息に就ては隨分不便且繁累多き事なるべしと察せらる

○明治二十四年度の經

費概算に就て

監獄に關する來年度の經費豫算編製に就ては隨分込み入りたる事實の疎合したる事迎種々の疑問もありたる由なるが來年度の概算調査も粗々一段落

事項にして監獄改良上に甚だしく痛痒を感じへききは府縣官制中の判任定員の分割例へは屬警部の定員と監獄書記看守長の定員との分割并旅費額の分割即ち是れなり從來判任官各官の定員は府縣長官之を定め内務大臣の認可を經は即ち可なりしど確も今後は主務大臣即ち屬警部は内務大臣、

なりしを以て甲者の増員は乙者の減員となり結局大に利害に關係するを以て以上の分割に就ては兩省の間に須らく妥協を要することなるへしと想像せらる、然り而して來年度の經費概算は余輩那邊に其標準を探られしやは素より之を知るを得ず雖も從來久しく忍ひたりし監獄官吏の定員俸給并旅費額の分割は蓋し余輩の満足し能ふ程度に於て之を協商せられたるべきを信す此所果して如何是れ即ち我監獄事務の張弛に關係を及ぼすこと決して渺少ならざるへければなり

○監獄建築に從事する

技手の常置に就て

監獄の建築修繕に關する事務は司法省總務局營繕課に於て取扱ふこととなりたるに就ては今課は監獄局との妥協合議を以て全國監獄の建築修繕に關

繕事務に從事する技手を採用し得るの途を開き監獄に屬する官廳舍及監房工場并付屬建物等の建築事務を擔當せしめられんことを要す、現に來年度より施工せらるるべき警視廳、千葉縣、長崎縣、石川縣、鹿兒島縣、奈良縣等の如き監獄建築地方に在ては尙更ら専門技術者を要す、然るに之を採用するの道なく俸給又定額外に出づる能はざるを以て止むを得ず工事監督等の名義を以て總建築費額の内より相當の技術者を採用せざる可らざるの餘義なきに至る是れ其責任の重きを想はざるものと謂ふべし、是れ即ち予輩か府縣の須要に依り監獄建築に從事する技手を置くの途を開き其俸給は特に本省より配當せられんことを希望の至に堪へざるなり

○監獄の通譯に就て

明治三十二年(九月)勅令第三百九十號を以て巡査看守俸給令を改正し通譯に從事する巡査看守に指

監獄事務主管換の結果に依り從前の法令中內務大

する施工の緩急順序を定め且之を監督せらるゝこととなるべきを以て漸次監獄建築に就ては一定の主義方針を立てる所は全國何れの監獄に於て予輩の嘗て遺憾とする所は全國何れの監獄に於て

も建築殊に監獄建築に經驗ある技術者に乏しき偶爾其人を得ざるか如き實況にして從來の經驗に依れば概して監獄建築上の技能實驗家なく監督主々多少經驗ある者は是れあるも單に授業手名儀にてさるか如き事實は以て其監獄建築なるものに重きを措かざりしものなることを證明するに足るべきものあり尤も今後は監獄の建築修繕に就ては主務省自ら之を監督するに至るへしと雖も全國各地に起工すべき建築地に向て本省より技術者を派遣し工事を監督せしむることは到底不能的事實に屬す故に予輩は將來監獄官吏定員定額外に於て建築修

○特赦の申報に就て

令の旨趣に反するのみならず、又事實困難にして施行する能はざるものと主張し、某典獄の如きは、萬一にも之を施行せられん事を深く憂ひ、當時の局長に對し痛論して止まざりしと、故に當局者も亦爰に悟る所ありて、之を中止せられたる問題なり殊に今日は監獄革命の時にして、最も重要事の改廢施設を要するに日も尚足らざる時機なれば、恁る要なき事を擧き出し、徒らに事務の煩累を生し重要事の施行を防ぐるか如きは、我賢明なる當局者の斷してなすなきを信する也。（西海の確信居士）

○僧友孤松君主義の疑惑と題し、其筋の曾て云はれし所と、今日行ふ所と、相反するに依り其孰が是孰が非なるかの判定に苦しみ、今は暗黒の中にて呻吟しつゝありて其鬻ふ所を知らず、故に之を數へよど大に同情の士を呼ばれたり。予不肖素より其器に非らざれども、いでや君の招きに應じ、之が

候補者として（落第平）推參せん、予は君に深く「イ
ンテレスト」を持せり、君請ふ幸に予に一言する
を許せ。曰く其主義方針なるものは、君の思ふ如
く一定不動常に貫するものに非らず。即時所、人、
等に依り變轉推移極まりなきものなり、即昨
の是も今の非となり、昨の非なるも今のはとなる
もの也、是を之活動的「ナーリチー」なる主義と
せ云ふなり（眞に妙な主義也）君の如き或る一事を
偏信する時は、動もすれば衝突を來し、逆も無事
無難に此辛苦世の中を通行するを得ざる也。君見
づや彼の内外政治の事、又無數新聞の事を、彼の
如き主義だ方針だと平素喧囂する者なるに、其事
實の行動は恰も谷川の水の如くなるに非らずや。
君見よや、彼の谷川の水は抵抗の最も少き所に向
て馳する事を君の如く確執を持し、時、所、人に依
り圓轉滑々推移するの智能（失敬）なきに於ては、
幸に其嵐礁を破るを得ば可なるべきも、否らざれ

特赦の申報を内務大臣に爲し來りしものを今後司
法大臣に申報すべきものと解釋するを當然とすと
雖も司法大臣は素と特赦の上申を監督し上奏の手
續を爲し上奏裁可ありたるときは再び司法大臣を
經由して其刑を言渡したる裁判所の検事をして取
扱はしむるものなるを以て再び司法大臣に申報を
要せざるべしとの趣旨を以て監獄則施行細則は此
際削除せらるべしと云ふ尤も法文中典獄は速に其
旨を所属長官に申報し云々あるも是は行政監督
上當然の事なるを以て本條の全文を削除する所
屬長官に申報を要するは素より當然の事理なりと

本欄に寄せせらるゝ玉稿は成るべく短文なるを要す若し長文なるものは遺憾ながら登載する能はざる事あるべし

○項者某新聞の載する所に依れば、在監人の領置金を遞信省へ預金し利殖せんとの議あり、今同省と監獄局との間に交渉中なりと我輩は此事の誤謬なる事を確信す、何んなれば、此問題は客年典獄會の議に附せられし事ありしも、警視廳其他二三縣の典獄を除くの外、殆んど全會一致を以て非認せしものなれば也、尤も當時何等かの事情ありて、……表面丈けは可とせられしも、典獄の眞意(集

臣の權限に屬せしことは此際當然司法大臣の權限に移屬せしものと解釋すべきは嘗て其筋より一般に通牒せられし所にして殆んど既に疑を存せざる

に通牒せられし所にして居るも即ち易を有せざる所なりと雖も茲に監獄則施行細則第十五條に依り特赦の申報と内務大臣て爲し來りしものを今後同

時々のくさく

ば遂に寸歩も行くを得ざるべし、君聞かずや、昔
ダンテはカソクラント公の宴席に侍して、公に謂
ふて曰らく、凡そ人は已に能く肖たる者を嬉ぶ也。
と人は時の有力者に喜はれんば、其智、其能、又
何をかせん哉。君請ふ爾今酔心徒らに確執するの
念を止め、谷川の水の如くせよ、之予か君に「イン
テレスト」を表する微衷也、君幸に之を諒せよ吾

二三九

○頃者典獄諸士頻りに譲責を受く。某氏是を以て其責任の重きを證し、難して曰らく警部長か之と同一の過誤あるも罰せられざるは何ぞや、即典獄は責任重くして其待遇輕し、警部長は責任輕くして其待遇重しと。之一應尤もなる言にして予も亦至極同感である。併し論者よ、世の中の事を能く觀察する時は、怪訝の多き、豈唯獨此事のみならず也哉。看よ大は彼の國交渉の事又一國の事、近くは又一省一廳小は又家内の事を。事々物々實に之々

類するに非らずや、諺に曰ふ云々所へは水か涙る
との一言は、善く是等怪訝の念を冰解して餘りあ
らん兎角弱者の肉は喰はれ易きものと知れ。併し
之を理屈の筆鋒で、表面から云ふ時は、即信賞必
罰官紀を嚴明する兩者の間、豈敢て之を責任上寛
めたるものならん哉と、論するを得べし。又予をし
て之を眞面目に謂はしめば即曰く、抑も司獄の任
は聖職である。聖職であるか故に、其責任重し責
任重くして其待遇の薄き所は即聖職たるの價値の
存する所たるを思はざるべからず。凡そ身聖職に
在る者は、苟くも名譽利達を欲する者の如きは既
に聖職の任に非らざる也。故に典獄の職に在る者
は、皆業既に此決心あり、此決心ありて而して此
職に在り、故に社會の尊敬を受くる事最も厚(?)
シし、……豈瑣々たる責任の輕重、待遇の厚

さくさくの日々

○愈此度府縣へ警視を置く事となりたり、蓋し此問題なる我監獄に於ても、特定の邊に副典獄（函館又は大坂の如き地に）を置くを要すとの話しど終始一對にてありしが、警視は曩々に北海道に置かれ、今又各地に之を置く事となりし、然るに監獄には未だ此事なきのみならず、其話さへ殆んど立消の姿となりしこそ殘念なれ。殊に典獄は警視と違ひ、其俸額平均九百五十圓なりしと聞けは、現今實際の給額の上より見れば之を設置するも、優に他の有爲有効者を増俸するに餘りあるか如し。噫當局者は最早之を設くるを必要とせざる乎。」又集治監典獄の俸報改正も、府縣典獄の改正に伴ひ、之を爲すの必要あるは勿論なれは、近く其發表を見るに至るべしとは信すれども。兎角斯會の事は……。(暗涙生)

○吁々我同僚の士よ、ほどゝきす」と云ふ小説的雑誌の新囚人の(皇骨著)放免の篇を見たりや升は

某其が鍛冶橋監獄より真鷗監獄に入監中の實體として、ものせし事にて、在囚間に行はるゝ弊害の實況を滑稽的に寫得たるものにして、吾は頗る面白く之を見し、然れども吾は此著の寧ろ過大、誤謬、又虛構、たらん事を希ふ者なり、然れども如何せん吾は之か事實と認め得るを悲しまさるを得ざるなり。吾何の故に之が事實なるを悲しむ、吾聞く昔の監獄は慘狀を極めしゆへ、其狀を寫して小説の資たらしめたりと、然るに思はざりき今日又假令滑稽的にもせよ之か資に供せられんとは、吾の悲しむ所は實に茲に在る也。斯くの如くなる時は彼の所謂監獄は聖域である、司獄官は聖職であるの實は、蓋し詫乎として、那邊に在る乎を知る能はざるを以てなり。（悲歎生）

某か鋏治橋監獄より龜鳴監獄に入監中の實歷として、ものせし事にて、在囚間に行はるゝ弊害の實況を滑稽的に寫得たるものにして、吾は頗る面白く之を見し、然れども吾は此著の寧ろ過大、誤謬、又虛構、たらん事を希ふ者なり、然れども如何せん吾は之か事實と認め得るを悲しまざるを得ざるなり。吾何の故に之が事實なるを悲しむ、吾聞く昔の監獄は慘狀を極めしゆべ、其狀を寫して小説の資たらしめたりと、然るに思はざりき今日又假令滑稽的にもせよ之か資に供せられんとは、吾の悲しむ所は實に茲に在る也。斯くの如くなる時は彼の所謂監獄は聖域である、司獄官は聖職であるとの實は、蓋し茫乎として、那邊に在る乎を知る能はざるを以てなり。(悲歎生)

○予は神脛生氏の、監獄官稱呼規定を讀むとの記事に同感なり。即中央か此多端の際に當り、懲る瑣末の事までに善く注意せらるゝは、恰も破翁か

強敵の重圍にありて、之を撃退する作戦を講するの側ら、草鞋の造り方より衣類の裁縫方までも、其要諦たる實に人間とは思はれぬ程々指圖せられたりし美談と彷彿たればなり。但其重要な事は……。(鬼角生)

○涙雨君の「物平かならざれば必らず鳴る」との論文は、悲哀痛切一句は一句毎に、一轉は一轉毎に、忽ちにして風を呼び、又雨を生せしむるの思あり、殊に其結論に至て曰く、「正義の羅針は常に公平に吾人に其水先きを示す。浪平かならざれば、羅針必らず鳴る、鳴りて而して其平かならざるを知るに足る也。今や斯道の前途霧深ふして咫尺を辨せず。」と絶叫し大に同志を警告するに至ては、其聲一層凄まじく、悲愴、感概交々至り、予をして轉た慘然、身顛へ夏尙肌に粟を生せしむ、吁々涙雨、々々、之斯道の爲め何等の聲乎。(戰栗生)

○米國「エルマ・イーラ」の典獄「ブルクウエー」氏は、

公務を辦し難きより、程善き所で退くを以て禮讓。が我國の監獄に酷似して居る、是を言へ換へれば、とし、又公徳とする也。然るに獨り石澤君の如き士あるは、眞に斯道の慶事にして、又君の名譽とす。故に予も亦岳洋君と共に、君の益々健全を禱るなり。殊に今や斯業は益々多時ならんとす、眞に老成、君の如き手腕を待たざるべからざる時なるをや。(北國の希望生)

○岳洋君、米國の「シンシンシング」重罪監獄を觀察し、其不整不紀律なるに驚かれ、所謂文明の汚辱たる痛評に背かざる監獄であると謂ひ、且「曰く之に就きて思ひ出したるは、多くの點に就て頗る我監獄の實況に酷似する所あり、殊に期せずして、大塚氏と共に、何ぞ我監獄の炊所に似たるの甚しきやと、一齊に發言した(頗んだ發言だ)而かも此監獄の炊所は、歐米各國に比類なき不潔の炊所ある、併し是でも有体に申せば、我國監獄の炊所に比しては數等の上に居る、」といやモ、頗んだ所

監獄協會雑誌第十三卷第十七号

全世界有數の監獄家にして、氏は本年七十八年の高齢なるも、其矍鑠たる實に人間とは思はれぬ程々御元氣にて斯道の爲めに御盡力あらんことを希り而かも其芳名四方に赫々たりとは、予は日本人の眼識を以て考ふる時は、實に人間とは思はれぬ事也。我國人にも隨分六十、七十、になりて身体丈けは達者なる者少なからざるもの、多くは腰が屈り、或は聾となり、又は眼が鈍くなるのみならず、頭脳も變化(毛碌?)し、其識能も缺け彼の「ヨンモノセシス」をも失ふに至るを以て通例とす。尤も我國では耳の遠くなるものは、長壽すと喜ぶ輩もある

く「之に比ぶれば石澤典獄などは餘程若ひ方と申さるを得ざる次第に有之之に就ても同典獄の益々御元氣にて斯道の爲めに御盡力あらんことを希く「之に比ぶれば石澤典獄などは餘程若ひ方と申さるを得ざる次第に有之之に就ても同典獄の益々御元氣にて斯道の爲めに御盡力あらんことを希望す」と七十八年の高齢を以て、典獄の劇職に在り而かも其芳名四方に赫々たりとは、予は日本人の眼識を以て考ふる時は、實に人間とは思はれぬ事也。我國人にも隨分六十、七十、になりて身体丈けは達者なる者少なからざるもの、多くは腰が屈り、或は聾となり、又は眼が鈍くなるのみならず、頭脳も變化(毛碌?)し、其識能も缺け彼の「ヨンモノセシス」をも失ふに至るを以て通例とす。尤も我國では耳の遠くなるものは、長壽すと喜ぶ輩もある

頃日雜誌の記事も漸く活氣を帶び來り同人社界の胸裏に鬱結せる意志の發顯せられて暗黒を照らすならば、我監獄の一一番善い所を以て、歐米各國の一番悪ひ所と比べて欲しいものだ、ソーソすれば彼に何か優るものも一つ位のあらん乎。(塵拂生)

記者足下 七月十三日 章左衛門

序に田舎の景況少しく御報道申上候

豆の如く少しき膽識より割り出したる憂慮に過ぎず陸海軍が平和の日に於て師團を増し幾十萬噸の艦船を海上に浮べ鯨兒の棲み家を奪ふが如く如何に騒亂の日に當りても監獄事業の忽にすべからざるは勿論内治を怠るが如き事なきは余輩が言ふ迄もなき事に有之况んや罪惡の棲家を勤誅するは國初以來の宣戰布告にして吾人の祖先より二千五百六十年の今日に至る迄未だ曾て凱歌を奏し得ざる難戦に御坐候

一罪惡の捕虜も二千より減じて千四五百に相成り侯之れは昨年米作の豐饒と南洋の戰雲絶へ生糸の價格倍蓰したるに依るものに有之畢竟罪惡減少の途は目の先き許りなる小刀細工や免囚保護感化法のみにては未だ全しと云ふを得ざるなり洪水氾濫、災害交々到れば罪惡は蜘蛛の糞を破りたるが如く增加致す事に御坐候思ふて茲に至れば監獄官には林務官、土木官迄も兼勤致させ

一余の頭は常に孔孟に支配され金錢の事を言ふを許さず乍去本日は始皇か書を焼き儒を坑にしたる勇氣を出し一時孔子と孟子を余の頭より放逐して昔時の士族の所謂町人根性なるものを語らんとする所は看守の生活に就てなり

近來看守の出入頻繁にして何れの監獄に於ても

欠員を生じ當局者亦大に困苦致し居るか如し余輩聊か此原因を探窮し之れか救濟の途を講せて可ならんや

誠みに十間伟の看守にして四人の家族を有すと

假定せよ彼等は先づ町の片隅なる茅葺斜傾然かも汚穢なる四疊半二間の疊一枚敷の土間なる一軒の家に住居して二間の家賃を拂はざるべからず三食を麥飯と梅干に限定し三日に一度味噌汁を啜ふとすれば一人一ヶ月二圓を要し家族四人

に對しては實に八圓を要す心あるものは此の算式を見るべし暮春一寒月三十日一〇、然り實に

一典獄増俸の事杯種々なる方面より御議論ある如く勿論帝國議會も汝は神農氏の如く草木の葉を綴合せて寒暑を凌ぐ外に文明の道具たると行刑

上の必要品たるとを認め飢渴に艱めるものは其職分に堪へざるものなる事をも認識せり而して九五〇平均は上下兩院に於て異議なく決議せられたるは彼等が司獄官の一部即ち典獄の職責如何に就き確かに同情を表したるものなる事を信して疑はず然るに雑誌記事の如く果して殘餘あるものとすれば當局者は直ちに之れか處分を爲すべき筈ならずや世には典獄俸給は郡長其他の官吏に横取せられたるか如く嘲するものあれども开は上下六百代議士の耳と目を踏み潰し議事録を塗抹したる上ならては何人も正直に聞くものは無之と存候

一前段は看守生活の表面のみ今少しく其裏面の細情を申上候

如何に單純なる生活を爲すも到底人は社交の定期を脱する能はず國籍に氏名を列ぬる以上は國に報する納稅の義務も免るゝ能はず兒女の教育を爲さるべからず彼等は如何にして此の困難と戰ふかは吾人の大に研究すべき事に屬す彼等は嚴格なる四ヶ條の宣言に基き彼等の家族と共に官吏服務紀律を守らざるべからず彼等は之を爲めに生活上に於て其の作戰計畫の自由を拘束されたりされども目前に押し寄する困難とは戰はざるべからず而して彼等は何程の軍資を有するが余の調査し得たる處に依れば月に十五日

間夜勤を爲したる一錢五厘の辨當料七十五錢と細君か内職に依りて得たる機織賃一圓五十錢乃至二圓を以て教育費、納稅、雜費、近隣、親戚の慶事凶事の費用に充て辛ふして此の困難を防戦しつゝ官事に當るものは今の看守にして細君の内職も窮乏なる家政の側ら見女の世話に逐はれての仕事なれば豫期せる如く其の貰錢を得るの至難たるは言ふまでもなし况んや一朝家族中に病氣故障の起りたる時は此の機關は忽ち中止して藥餌手當雜費は悉く負債となり假令ひ病者は健康に復し事故は止みたりとするもの負債は彼等の爲め終生漚へざる重患固疾となり其病甚敷に至ては終に職務に堪へざるに至るものあり毎年各監獄の統計書中官吏の異動欄に職務拋棄逃亡等の數夥しきは監獄の爲め慶すべき事か吊すべき事か仔細に揃覈せは余輩は彼等の行動に對し嗚咽落涙せざるを得ざるものあり日本監獄社

界の爲め實に殘念に御座候
一余か平素看守の休養と増俸とを絶叫する所以他ならざるなりされど寡徳なる余の言は彼等の耳には壯狂の聲の如く響き一も顧慮せられざるなりの議論は時かすして結實を求むるにあり我大帝國も鋤鉗を取りて耕やすれば往古の豐芦原のみ余は論者と見を異にし敢て人才登用を叫ばず其根本を培養すれば幹、肥大に枝葉自ら繁茂するは余か農藝學に於て得たる智識なり是は人事萬事に應用して間違ひなき真理に御座候
一過日は類似赤痢に罹りたるも藥を飲む錢もなければ介抱を托する妻努も居らず、余の如き無能無氣力なるものは一日も早く辞世したる方國家の爲め利益ならぬと信し病魔の暴れ廻るに任せ置きたるも三日間の後には元氣に復し又々斯

道の爲め働かねばならぬ事と相成申候
余の如く大愚は存在し異才は逝く天は何時まで
狂愚を愛するか噫々匂々以上

○夜警

白眼

いとあごそかに見はりけり

ときはうつりて亥のこくを

やみをやぶりていなづまは

いしひのとくひらめけり

あめはへい地をたゞよはし

なるかみさへもはためきて

かぜはいらかをふき飛ばし

ひとりのけい士きうどうを

手にたつさへて出てねれば

たちまち消へて鳥羽たまの

ようす如何にどうかしへば

くしの歯をひくぢとすなり

こはいぶかしと抜きあえし

もるゝ閃光りにすかし見ば

こはそも如何にそもそも如何に
破壊にたけしあくかんの

ちんつう大度の夜けい士は

こう子を切れるもなかなり」

ふるくぎにては拭かれまし

かれの名を呼び云ひけらく」

さらにはさわげるいろもなく

そなへざうきんあらざるか

夜もふけぬればねやにつき

ゆめやすらかにむすぶべし」

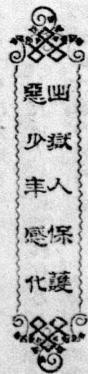
かくきしたるあくかんは

そのがうたんにあらきもを

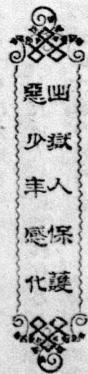
ひき抜かれたるこゝちして

けい士のまへにひざまつき」

身もたましいも投げ出たし・



監獄協会三十第一卷第七號



○被保護人の犯罪性行

原 崑 昭

予か許に來りし被保護人は在監中の行狀良好保護の見込ありとの鑑定擇拔により監獄署より回附されたる者にはあらで反對の事情ある者多かりし只た本人任意の申込を受けたり併し其保護を要する所由即ち被保護人の資格に就ては聊か注意を加

へたり
此譯により被保護人の有様は左の如き者なりき

被保護人四百十七人

(自卅年一月至卅三年六月)

罪質別	再犯以上	再犯	犯	百十六人
	二百七十八人	三	犯	八十四人
	九犯迄	四	犯	二十八人

犯數別も未だ其犯罪性行の強弱を知るに宜しからず
デ初犯即ち受刑宣告を受けたるは初期なるも犯罪ヶ所は數十にして又犯罪行為時間も數年に涉る者あればなりこゝに左の一表を示さん

數回の入獄期間を通算したる表

詐偽取財、拐帶、拘禁、監守自盜の數罪質名より	一年未滿	六年	十五年未滿	百七十一人
云へは區別あれども犯罪構造點よりも同一數に屬	二年未滿	三人	二十年未滿	百四人
し且此の罪名によるも單純に一類を以て判別する	五年未滿	二人	二十年以上	二十六人
ことも事實に適せず故に此の財産に對する罪質は	十年未滿	百五人	以上	

同一類下に統計したるものなり
罪質の一を以てのみにては未だ其犯罪性行の強弱を知り難しこゝに犯數を調査したるに

罪質の一を以てのみにては未だ其犯罪性行の強弱を知り難しこゝに犯數を調査したるに

正たいもなく打ち仆はれ もぐろのごとくなりにけり」

明くればそらにちりもなく

あさ日はまだにかいやきて

「いわをうたふのきすいめ ちりばら／＼に飛ひたてり」

かさなるつみをさんげして

かはそもそも如何にそもそも如何に

破壊にたけしあくかんの

さるにさわげるいろもなく

さらにはさわげるいろもなく

そなへざうきんあらざるか

夜もふけぬればねやにつき

ゆめやすらかにむすぶべし」

かくきしたるあくかんは

そのがうたんにあらきもを

ひき抜かれたるこゝちして

けい士のまへにひざまつき」

身もたましいも投げ出たし・

りては被保護者の犯罪性行を知るとは出来へからざるとなり、勿論直接する處の監獄官に於ては之を知り得らるゝ筈のものなり、故に監獄の制度尙改良せられ監獄官の囚人観察か學術的に至細周到

を致すに達し、且つ出獄人保護事業の主管者をして囚人観察を爲すに宜しき道を與へて保護を要す所由を明に認め以て保護を加ふに至らは保護の勞亦空しきを致すと少かるに至るべし、例之は主

任教説師たる河野純孝君の親く觀察鑑定し撰拔して市ヶ谷より引受らるゝ被保護者の如き、巢鴨教説師の撰抜して出たさるゝ岡部伊三郎君の手に来る被保護者の如きは十人か、十人、保護の貢成績を得らるゝ順序を有し居るものと云はざるを得ず、之に反し予輩壁外に立つ保護主管者もこそ、之の注意どすへきは被保護者の保護を要する所由を明にするにありと思へり次號再び之に就て述ふべし

感じたかと云へば、昨年中窃盜數犯の者一人を私宅に引受け、巢鴨の家庭學校で世話して遣つた事があります、其れは年來石川島にも居つた者で、何人が認ても極く悪いから「彼は到底善くないまい」と孰も思つて居つた、殊に青年四人を取扱つて居られた某君の如きは「アレが善くなつたら天地が顛覆へる」と云つて居た位です、然るに其者が私の家に居つた時は、至極よく勉強した、けれど其彼が下谷區の悪い處に移轉して后到頭再犯を爲し、復々監獄に這入つたのです、其時に恰度私の家内が町へ買物に參つて、監獄の門前を通つて、不圖見ると門の内から囚人が出て來た中に彼者が居たさうです、然うすると「留岡は何んな囚人でも改心の出來ん事はない」と云ふが、過般彼の家に居た者が又來たぢやないか」と家内の側で聞えよかしに散々言つた者があつた、けれ共家内は歸つて來て私に何事も言はなかつたです、所が

（監獄監學校監獄科生徒實務演習として過疎原氏の出獄人保護事業參觀の砌留岡教授の演説せられしもの（講記のまゝ演者の檢訂を乞はず）

○出獄人保護事業の範囲

佐方幸助演述

諸君、只今原君から種々なお話をあつて、實に洪益であると思ひます、其れに就き私が一言諸君に申したい事がある。其れは他事にてもない、此の出獄人保護と云ふ者がまだ世間に解つて居らん事です、原君のお説で觀れば出獄人は職業にありつゝ事が出來んから仕事をする上に便利を與へて遺る事、或は器械を貸して仕事をさせて遣るなど云ふ事であつた、實に彼らを保護して社會内の生活に入らしめるものである所が私は過般妙な事を感じたことがあります。

世間には出獄人保護事業を以て悪人を善人に感化する事業なりと考へて居る輩がある何故私が然う

家内は其後大病に罹つて病院に入院したが、非常に熱の出た時に諺語「馬鹿な者がある私が途中を歩いて居たら斯く」との事を言つた者がある」と云つた私は之を聞いて其后全快したから「何故お前は那様な事を云つた……」と段々きけば其様な事もあつたが私には秘して居つた其れを熱の爲に云つたので自分は全く病中で知らなかつたと申しますが、那様な考の者は、是は出獄人保護者に彼等の矯正感化までを負せしめんとするので、大なる間違なりと私は思ふ、囚人の矯正感化と云ふ事は司獄官、教説師に其責任を負はせなければならぬから、之に職業を與へて所謂九仞の功を一貫に

は司獄官即ち典獄が職責を盡した者でないのであるから、故に出獄人の保護は彼らを有徳にするのではなく寧ろ有徳になつた者が社會に信用を失つて居るのです彼等が監獄を出ても尙改悛せされば、其れ

に此の保護者にまで囚人感化の責を擔はせるの

は、甚だ誤つて居ると謂はなければならん、間接

在院 權容人員廿四人
十四人 四十三人
自創業至本年六月

十四人

ては保護者も書王藏化の意義を含めて訓戒をして

自宅を構え又は雇家化營業するもの

受け保護者や無正職位の意義複合の申請行為上、
は、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、

卷之三

かせるが必要であるが、併し其れが責任となり

死亡

といふ事を私共は了解して置かなければならんと

逃亡

思ふ、尙原君のお話に就て同感も多し、私の経験

所在不明

もありますが、是は來期の學習に出獄人保護事業

再犯 壱人 但逃亡ばかり

に對してお話する時に云ふ事とし、此處では只斯

就業法は各自の習得業あれは夫に従事し、他は日

業の範囲が何邊に在るかと云ふ事を一言します、

雁公に雇入を求め、各自の効を以て自活せしむ

監獄協會雜誌第三十卷第七號

兵庫縣下の出獄人保護事業、愛隣館は明治三十二年八月の創立にして神戸市荒田町三丁目に其家屋を置かれ同地在任の多聞基督教會の狀師長田時行氏、兵庫縣監獄署の田中助氏等の斡旋贊助によつて組織せられ村松淺四郎氏創業より之を主管せらる至極の好成績あり

總て被保護者は勤勉なり從て雇主を求るには差支
も無く相當の賃錢を得一日給(廿五より六十迄)錢
より食費一日十四錢あり此内に雜費をも含有す
山本徳尙君君の主任せらるゝ東京市養育院感
化部は建物落成に付き七月廿二日開始式を挙げら
る」と

○愛隣館

○明治三十三年五月末日現在在監人員表

△印江樓

監治集道海北 宮城集治監 東京集治監
勝路知監 北海兒 虎宮鹿熊佐大福高愛香德和歌
計十劍空本

五八四	七五	九四二	一、四四六	九六六	九六九	七九〇	九四一	一、四四六	五九三	三五〇	八八三	四五二	五三一	二五七	九九三	一、一九六	七三三	一、四四八	八五四	七六一	九二六	六九九	三、二四〇
-----	----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-------

二七九	二二	六八	六四	九〇	四六	一一〇	二三三	一二九	一二二	一五四	五〇	四六	四六
-----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----

— 1 —

六一五—一〇一六二三五九一〇二五三七五

一 一 一 一 一 一 三 一 一 三 一 一 二 二 五 一 一 三 四

一、二二八	八五〇	六四〇
一、〇八一		
一、七三三		
七〇九		
四〇六		
九九九		
四九〇		
六〇七		
二八三		
一、三三三		
一、一九六		
七三三		
一、四五二		
八五四		
七六二		
九二七		
六九九		
三、三四四		

八一〇 九二三 九八六 一、一〇八 一、〇五〇 一、七三五 一、一〇一
八五〇 九三三 一、四二三 九一一 九一六 一、一九二 二六四 七三〇 四八八 七一二 一、〇七八
七〇八 三、四〇 九二二 九二一 九二〇 九二一 九二二 九二三 九二四 九二五 九二六

一六〇 八二 三三 一一〇 三 二 二 八二 七 三三 一一〇 一七 四 一八四 三〇 五五 八六 五 九

愛媛縣立農業試驗場
山口島根山川吉田形森手島城野早賀製糖

一三七	一九〇	二〇六	七七	四四	六〇	四五	二五	三五	一八	七三	一二	四一	三四六	一二四	三四四	一〇三	二三九	二二九	一七	二六五	一八〇
-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----

四一三一一 | 二一 | 二 | 一二六三三四 | 三二

二二一七九一二六二二七九八四一八二六三五二四五六二

三四四五二一一二三三三一三三三八二三三四四四

一、一、八
六五九
七六
一、〇九三
一、七四七
一、二四二
一、四五四
五八四
四一二
六七五
八〇四
三九九
四三一
五〇八
八五五
一、五七九
一、四五二
一、〇一三

一、三三九
二、六三九
一、五八六
八八八
一、七六
一、九二〇
一、二一五
一、四二三
七三二
三六二
八五二
八七七
三八四
四四二
四三六
六五八
九三七
一、二六三
一、七四〇
九八六

二二
二九
二五
二八
一七
一三
一一
三一
一四
五〇
八六
七五
一二
三四
一五〇
八八
一八六
一六
一一

總計
三十三年四月
前月
增減
現比
在
月
六三一
六三二
七三六△

五二、四二七
七、〇五三
一五三
一〇二
九四八
一〇〇
六二、〇四八
七、七八九
一四五
一四六八

八四六
六四、一七一
三、五九一

一〇八
六〇、五八〇
一〇〇
六二、〇四八
三

明治三十三年五月十日別房留置人王華外一名ナシテ破監逃走ス
ルニ至ラシタルヘ平素監督不行居ノ致ス所ニシテ畢竟其職務
ヲ怠リタルモノトス依テ文官懲戒令ニ依リ監責ス

叙任辭令

七月一日(内閣)
任司法省監獄局長 正四位勳四等
司法省監獄局長正四位勳四等
叙高等官二等
任監獄事務官 從六位
余高等官五等 監獄事務官從六位
叙高等官六等 警察監獄學校教授正七位
兼任監獄事務官 從六位
叙高等官五等 小河滋二郎 久保田貫一
任監獄事務官 大阪府典獄正七位 久保田貫一
叙高等官六等 監獄事務官正七位
六月三十日(内務省)

(各通)

千葉縣典獄 中村 義雄
福井縣典獄 古野 喬
高知縣典獄 三浦 貢

山上 義雄
真木 喬
山上 義雄
真木 喬
山上 義雄
真木 喬

不实行届ノ致ス所ニシテ其職務ヲ怠リタルモノトス依テ文官懲戒令ニ依リ監責ス
六月二日(臺灣總督府) 臺中縣典獄 高屋常三郎
明治三十三年五月十日別房留置人王華外一名ナシテ破監逃走ス
ルニ至ラシタルヘ平素監督不行居ノ致ス所ニシテ畢竟其職務
ヲ怠リタルモノトス依テ文官懲戒令ニ依リ監責ス

六月十九日(内閣)
陸叙高等官五等
任山形縣典獄 監獄事務官正七位
叙高等官六等 千頭 正澄
六月廿五日(内閣)
陸叙高等官六等

熊本縣典獄從七位 坪井 直彦
長崎縣典獄 千石 學
古野 喬
中村 裕
三浦 貢

本年四月廿一日長崎縣監獄署ニ於テ重禁錮因山田佐四郎カ脱監
逃走シタルヘ平素監督不行居ノ致ス所ニシテ其ノ職務ヲ怠リタ
ルモノトス依テ文官懲戒令ニ依リ監責ス

六月廿六日(内務省)
叙從七位
正八位勳七等
正八位
正八位

佐奈良縣典獄 森元 祐
秋田縣典獄 森元 祐
奥村嗣次郎

不实行届ノ致ス所ニシテ其職務ヲ怠リタルモノトス依テ文官懲戒令ニ依リ監責ス
六月十二日(内閣)
叙從七位
正八位勳七等
正八位
正八位

佐奈良縣典獄 森元 祐
秋田縣典獄 森元 祐
奥村嗣次郎

本年五月七日重禁錮森屋春吉大曲監獄支署ヨリ本署へ押送
途中河邊郡和田村ノ宿所ニ於テ逃走セシメタルハ早寛郡下監督
ヲ命ス

六月三十日(内閣)
集治監典獄從六位勳六等 長屋 又輔

叙勳五等授瑞寶章 愛知縣典獄正七位 千頭 正澄

(各通) 鳥取縣典獄正七位 長谷川信綱

三重縣典獄正七位 綾部 敦磨

叙勳六等授瑞寶章 陸軍監獄長正八位勳七等 浅山敬三郎

(各通) 陸軍監獄長從七位勳七等 世木 公亮

叙勳六等授瑞寶章 陸軍監獄書記兼看守長正八位 河中 常臣

叙勳八等授瑞寶章 後藤鉢之助

叙勳七等授瑞寶章 陸軍監獄書記勳八等 後藤鉢之助

叙勳八等授瑞寶章 陸軍監獄書記勳八等 後藤鉢之助

六月一日(司法省)
三級俸下賜 監獄局獄務課長ヲ命ス

七月一日(司法省)
三級俸下賜 監獄事務官 小河滋二郎

六月二日(臺灣總督府) 臺中縣典獄 高屋常三郎

明治三十三年五月十日別房留置人王華外一名ナシテ破監逃走ス
ルニ至ラシタルヘ平素監督不行居ノ致ス所ニシテ畢竟其職務
ヲ怠リタルモノトス依テ文官懲戒令ニ依リ監責ス

六月十九日(内閣)
陸叙高等官五等
任山形縣典獄 監獄事務官正七位
叙高等官六等 千頭 正澄
六月廿五日(内閣)
陸叙高等官六等

熊本縣典獄從七位 坪井 直彦
長崎縣典獄 千石 學
古野 喬
中村 裕
三浦 貢

本年四月廿一日長崎縣監獄署ニ於テ重禁錮因山田佐四郎カ脱監
逃走シタルヘ平素監督不行居ノ致ス所ニシテ其ノ職務ヲ怠リタ
ルモノトス依テ文官懲戒令ニ依リ監責ス

六月廿六日(内閣)
叙從七位
正八位勳七等
正八位
正八位

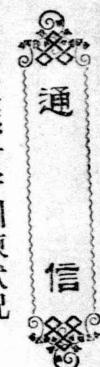
佐奈良縣典獄 森元 祐
秋田縣典獄 森元 祐
奥村嗣次郎

不实行届ノ致ス所ニシテ其職務ヲ怠リタルモノトス依テ文官懲戒令ニ依リ監責ス
六月十二日(内閣)
叙從七位
正八位勳七等
正八位
正八位

佐奈良縣典獄 森元 祐
秋田縣典獄 森元 祐
奥村嗣次郎

本年五月七日重禁錮森屋春吉大曲監獄支署ヨリ本署へ押送
途中河邊郡和田村ノ宿所ニ於テ逃走セシメタルハ早寛郡下監督
ヲ命ス

信



○兵庫縣看守訓練狀況

神戸 本田 平兒 報

本縣監獄署は世運の進歩に鑑み獄務の改善統一を期する爲め管内各署の看守にして將來有望のもの十數名を召集し必要な學科及諸科を教授練習し知識の啓發並及を計るを以て目的とし知事は看守の練習規程なるものと定められ本年五月十五日より實行せられたる其規程の大要科目講師及練習生左の如し
 一 支署より召集の看守には往復は普通旅費滞在は一ヶ月七圓の月額旅費を給す
 二 練習生の身上及紀律に関する事項は總て第一課長の主管に屬す
 三 修業期は二ヶ月とし教授時間一日七時間とし學期の終に卒業試験を行ふ
 四 一科目及講師左の如し

(一) 懲法 參事官法學士有吉忠一君(二) 行政學、參事官法學士添田敏一郎君(三) 刑法、檢事法學士守津忠郎君(四) 刑事訴訟法、刑事訴訟、判事法添宗三君五) 服務心得、無職西村茂範君(六) 監獄論、第一課長監獄書記鈴木信國君(七) 監獄法各論、看守長小川安次郎君(八) 醫生學、醫務科鳥居誠監獄二見鉄五郎君(九) 會計法、第三課長監獄書記宇田栄吉君(十) 警務法第一課長監獄書記鈴木信國君(十一) 監房檢查取扱使用法、第二課長看守長花房教君(十二) 救急法、醫務科長監獄二見鉄五郎君(十三) 体操、看守長小川安次郎君(十四) 消防器具使用〇、警部坂本正太郎君

れり
 夫れより茶話各自胸懐を開ひて相談す全く解散したるは午後十一時なりき

特 別 寄 書

上毛 隨 天 山 人

○讀司法大臣に望むの論

監獄協會雑誌第拾三卷に於て司法大臣に望むとの論題を以て數千言の卓論を掲出せられたり山人反覆之を熟讀するに大に其見を異にする而已ならず論據とする處大に司法部の真相を誤る點あるを以て一言茲に辯駁せざるを得ず論者は監獄を司法専屬とする不可を證する爲め第一監獄の事務は純然たる内務行政の一部なりとし之を司法に屬するは行政上の理論に反すとは誠に偏皮の見を免かれさるなり聞く歐州諸國に於ても或は司法に專屬するものあり或は内務司法兩者に屬するありて其論定する處一定に譲せざるに於ては寧ろ司法部に專屬する

一 本縣監獄署の如し
 支署看守部長四名看守六名備一名
 支署看守部長四名看守二名

○空知分監第三回茶話會

四六居士報

通



六月三十日は最終土曜日に相當するを以て演武場に第三回茶話會を開く會する者無量百有餘人第一席に於て安藤看守失敗談と云ふに附き自己の経験を說き進て戒諭の要は則率以て他を制し忍耐して機宜からざるにありと談の第二席平井代看守監獄別異の要を切實に說き第三席看守合致は強力の原動なりと說き起し更に進て第三席の如きは合致の爲め依らざるものなきを論「吾人此貴重の任務に居るもの多數の罪囚を詰ひて改非歸善を誘導せんと欲せば宜しく先和裏協同の質を養せざる可からずと云ひ第四席田代看守長は懲戒とは何ぞやと云ふにより懲戒の意義より小笠君の言即ち監獄周辺の事務に於て早晩より黄昏に至るまで改正なる紀律周到の意にありて監獄に於ける懲戒を忽々として就殺せしも眞意に其懲苦を感せしむるに至るは懲戒の理を得たるものなりと幾々千萬言聽者をして大ひに感動せしめられたり

終りて囚人輕罪以上の罪を犯したる時普通刑法を以て論じたる上級により懲罰を加ふるの可否テウ討論題に付き分監禁食長席に就き看守の又犯別に罰則を付加討論と安藤田代兩看守の絶対否加罰必要なりテテノ所押條件付否加罰論に應接して有能なる田代看守長以下の賛成あり大勢殆んど否加罰論者の中に難せんとするに當り荒砥山上平井三看守の加罰論に次ひて吉野書記の其否加罰議の價值あるものたるを辨するあり最後に荒木看守が若し加罰せざるさせば賞表に存せし可きかの質問に對し然かりて答ふるものあるや「ノカ」々々の整滿場に沸り終に採決に臨み加罰を可とするもの大多数を占むるに至

は、美装して已に世に出て、其の実質將に近きにあり、監獄即ち
ひ其の施行細則は、創正せられて大に其の面目を改め、遇囚上達
據あること多く、獄舎新築の意旨を確立して、到る所之に措罰、若
手、若くは已に竣工せしもの、人材養成の法方完備して、已に幾
多の彬々たる名士を生み、出獄人保護の事業は、所に勃興する
セリ、豈に壯ならずとせんや、斯る急速の進歩は、各國多く其の
比を見ざる所にして、大に列國に誇稱するに足るゝし、今や我常
國委員は、萬國監獄會議の坦上に立ちて、縱横の雄辨を振ひ、是
れ等の事實を列國委員の間に紹介し盛して余すことなく、英氣廻
爽當るへからざるの慨あらん、我國監獄事業の發達は、頗て世界の
に公認せられたりこそ云ふべし、嗟呼、第六回萬國監獄會議なる哉、
而も我監獄議會は、豈能なる一體として、一個獨歩の多大にして有力な
うち間接に直接に斯業を發達せしもつゝあるの多大にして實力ある
るは、列國なしで仰視せしむべき也、則ち虚名なくして實力ある
邪念なくして純潔なる確骨熱腸なる士を以て組織し、互ひに其の
偏諤も舒へ、其才華を發揮して、最も自己の素地を養ふと共に、
若し斯業の發達を妨く爲めにも遭遇せし時は再び起つ、能はさらしめ、苟有も亦
斯業の發達に貢するものあるを観見せば、手を伴へて届く限り、
飽迄之を助長し之を育成して、其の巨腕を駿凡驚俗の偉蹟に試ま
しめむんは止まず、而して尙以て足りりせず、數多の参考品を天
涯萬國の會場に致して、堅獻をして世界的社會事業たらしめんこ
下し、其の内を破り其骨を碎きて再び起つは能はさらしめ、苟有も亦
ハ協会々務を擴張せんざ、我常國監獄が口演義せられたるは方に
靈を破するの勢を以て、以上の事實を説き、益々列國に
に今日ならん、我國監獄議會の活動は、該會議を經て益々

聞けり是司法部專屬を以て著しく利益ありと信す
る處にして検事常に既決囚徒の實狀を知悉し其真
心改善に歸したるものは續々特赦の恩典に浴せし
むるとを得公益上甚だ美果を得るや必せり而して
第二の論旨に司法部專屬となりて司法官に干渉せ
しむるに於ては自畫自贊の嫌ひありと是何たる言
そや今日檢事の職にあるもの豈囚人を苛酷に待遇
し苦痛せしむるを以て目的とするものあらんや恰
も裁判官檢事を兼ねるか如き筆法を以て茲に例證
せらるるは頗る不當と考ふ裁判官にして檢事を兼
ねるか如きは外部自畫自贊の嫌ひありとするも可
なりと雖も刑の執行者か其執行を實施する官衙に
干渉するとを得るを以て自畫自贊の誹りありと
は誠に奇々妙々の論旨と言はざるを得ず第三第四
の論據に至ては始んど司法官を幼稚視したるもの
と言はざるを得ず現行刑罰執行の目的は不良の徒
をして一定時間身體を拘束し過悔移善の良意を發
せしめ以て良民と伍を爲すに至らしむるに在りて
單一復讐的に苦痛を與ふるのみを主義とするにあ
らざるとは法學一年生と雖も恐らくは皆之を知る

○第六回萬國監獄會議に對する感想

在名古屋 永田勝次郎

然るに論旨に依れば司法官は必罰的觀念を以て事を見るに豈亂暴の言と評さるを得んや如此不當の想像を根據として論せらるるか如きは貴會に不似合の事と山人深く貴會の爲痛惜に堪へす一言司法官の寃を雪かんとする

以上の理由あるを以て也、然りき雖も、我隸制の世界に於ける位置を確めんには、彼我事實の較見を全ふせんことを要す、啻に眼を我がの長所と彼の短所に注きて、彼の長所を我の短所を我の短所に置くか如きは、如何に觀察の縛密なるにもせよ、如何に考證の博なるにもせよ、決して轉見を先うしたるものと云ふを得ず、吾人茲に彼我隸制の全世界面を洞悉する情なき能はず、さる也、抑々、我隸制監獄事業の世界の潮流の一端に接せしは、三十有餘年前の事に屬し、其の改良の方針に向て全力を傾注するに至りしは、十數余年前の事に屬す、彼れに於ては十八世紀に於て己に然り、十九世紀を經て今は遂に二十世紀に移りぬ、其の間に自然の發達あり、秩序的の経過あり、熱心有爲の士輩出して大に精究する所ありしなり、我れに於ては然らず、一語直に十九世紀の後半に突出し、其の煥發せる盛況に接せしのみ、其の以前の経過に於ては杳として事蹟の尋ねへきなし、假令駿速の進歩を來せるにもせよ、尚尙未だ固定せず、趣味の尙發達せざるものありて、彼我其の位置を争ふべきに非ず、世の一夜製の蠶富家、色あるもの、趣味發達せる具眼の士より見れど、弊俗の種となるに過ぎず、我隸制に於けるものに非ざるるをきを得、唯時二十世紀たり進歩の急速なる故を以て、我隸制の位置の彼れぞ均しき高きこゝを速了し、以て之に安んぜんとするか如きは、思はざるの甚たしきものと云はざるを得ず、

則ち諸士か新知識と新活力を打して一丸を爲し、以て斯樂の龍途に當らば、向ふ所忍として轟碎し去らんのみ、嗟呼、監獄費國庫支拂と感化法とは、永久不滅の光明を放ちて前あり、出獄人保護の誓願を納れて發るにあり、監獄學校・監獄協會とは、之を接けて左右にあり、當務者豈に奮はさるを得んや、噫夫奮はさるへんや、

○言行一致

警察監獄學校 今川廣吉

○雜居制と分房制とに於ける

作業比較論

警察監獄學校生徒

粟屋

卷之三

(三七)

七

卷八

り行常規は正體に該り綱轄運轉するければ治獄萬般逐一背棄に置く
る是れ實行の威勢を謂ふべし而して斯の美徳を一時的のもの
のに埋没せしめすして永遠的の貞節を泰山の頂へと立てる事
乎とて千載の諒の如く之を勤めさせしも猶可とて其を獨ざしも獨
乎天眞にして燭漫たり木馬遊春験不羈の佳境に入り兒自制愁知星
安分の境遇に出んとするは須く道を擧てたる宗教に拘るある而已
而して其本尊たる宗教は人類の自由にして淨國可なり耶蘇可なり
儒教可なり或は何々各自眞理理解の程度に信仰の深淺は勿論なり
彼の斯道の眞理博愛慈善たるハリード其人の如き又エリサベス
女帝の如き其生業に於て其の願望を抱けは誠に異乎其類無以
て事に對し誠心誠意を以て物に就し萬難を排して造次も屢々
干厄を犯して肺病も患せし寢食を忘れて終始一日の如く恰々天眞
として彼岸に達して歸るものは其意因は天性の然るものなりと信す故に曰
く宗教の光明は所謂一致美徳を照し一致美徳は監獄政真なる尊くの
要素なり所論極めて朴拙にして開闊に屬すと雖一片の惑を有する所無
黙を守るが爲文行の不通を顧みず聊か愚見を焉に述へ記者足下
作業其者の趣向を感せしむるを同時に労働自營の根柢を作らしむ
幸に推々垂れよ

さる望まさるを得ず苟かに聞く第一期生授業の際には、刑法刑事訴訟法はす今や歴史即獄制沿革史の講演あり、地理即犯罪地理學の講演あり、法檢東法衛生法教誨教育法と對峙して獄制沿革史の講演ありた。り、獄制沿革史は以て難に獄制の進歩發達の跡を知り益々改良の計を爲すに足り犯罪地理學は横に之を大にしては世界各國監獄發達の程度を一日に比較知悉すべく之を小にしては我國各府縣の犯罪者の多少其原因等に就て瞭然覺知するを得べし地理學の效用また大なる哉歴史と地理とは事物研究の二大要件たり其一を缺いて

小さ望まさるを得ず苟かに聞く第一期生授業の際には、刑法刑事訴訟法はす今や歴史即獄制沿革史の講演あり、地理即犯罪地理學の講演あり、法檢東法衛生法教誨教育法と對峙して獄制沿革史の講演ありた。り、獄制沿革史は以て難に獄制の進歩發達の跡を知り益々改良の計を爲すに足り犯罪地理學は横に之を大にしては世界各國監獄發達の程度を一日に比較知悉すべく之を小にしては我國各府縣の犯

罪者の多少其原因等に就て瞭然覺知するを得べし地理學の效用また大なる哉歴史と地理とは事物研究の二大要件たり其一を缺いて

監獄協會誌 第三十九卷

監獄法令

司法省令第二十七號 (三十三年七月十六日)

明治三十二年(七月)内務省令第三十八號監獄則施行細則第十五條ヲ削除す

參 照

監獄則施行細則 第十五條特致アリタルトキハ典獄ハ速ニ其官ナ所屬長官ニ申報シ所屬所官ハ内務大臣ニ申報スル

○會 報

○吊慰金贈與

小川安次郎氏遺族

故兵庫縣看守長小川安次郎氏ハ奉職以來満廿年二ヶ月間獄務ニ從事シ職務ニ勤勉銳意監獄ノ改良ヲ圖リ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡力スル所甚ナカラス其効績顯著ナリトス茲ニ本會規則第三條第九號第三項ニ依リ金拾五圓を贈與ス

明治三十三年七月四日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

○同 上

堺崎鐵次郎氏遺族

故滋賀縣看守堺崎鐵次郎氏ハ奉職以來滿十九年三ヶ月間(以下同文)

明治三十三年七月四日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

○同 上

故愛知縣看守長神山宗十郎氏ハ奉職以來滿十九年二ヶ月間(以下同文)

神山宗十郎氏遺族

明治三十三年七月四日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清 浦 奎 吾印

元滋賀縣看守

西 國 衛 人 氏

奉職滿十四年六ヶ月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓貳拾錢贈與ス

明治三十三年七月十二日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清 浦 奎 吾印

元山梨縣監獄署雇

古 屋 義 臣 氏

在勤滿十六年一ヶ月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓貳拾錢贈與ス

明治三十七年七月十七日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清 浦 奎 吾印

元警視廳看守

堺 內 弼 三 郎 氏

奉職滿十年九ヶ月餘ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞者之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金參圓參拾錢贈與ス

明治三十三年七月十七日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清 浦 奎 吾印

元神奈川縣看守部長

志 田 大 安 氏

奉職滿十年ノ長ニ涉リ勤務上殊ニ功勞者之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金參圓參拾錢贈與ス

明治三十三年七月十七日

監獄協會々頭 正三位勳二等 清 浦 奎 吾印

○維持會員入會報告 (監獄當局者外)

入會月日	會員種別	出 金 額	官 職 名	姓 名	紹介者
五 月 二十九日	維持會員				
					元山形地方部長 山縣齊高君

五六
日月

十六
日月

十五
日月

十四
日月

十三
日月

十二
日月

十一
日月

十
日月

九
日月

八
日月

七
日月

六
日月

五
日月

四
日月

三
日月

二
日月

一
日月

一
日月

同
日月

維持會員
上
取
維
持
會
員

金
一時
抬
圓
圓

青森地方裁判所
五十嵐佐備君

島根地方裁判所
小秋元

福井地方裁判所
三八吉君

福井地方裁判所
野崎啓造君

福井地方裁判所
名村伸君

福井地方裁判所
中村孫兵衛君

福井地方裁判所
伯爵正親町實正君

福井地方裁判所
本部泰君

福井地方裁判所
入交好雄君

福井地方裁判所
彦坂泰君

福井地方裁判所
尾崎忠讓君

福井地方裁判所
山下昌義君

青森地方部長
松山為治君

青森地方部長
早崎春香

青森地方部長
角尾小彌太君

青森地方部長
山上義雄君

青森地方部長
堺玉地方部長

青森地方部長
八田哉明君

青森地方部長
和歌山爲治君

青森地方部長
山本駿次郎君

青森地方部長
上

關
義
韓君
武村錄太郎君

滋賀地方部長
群馬地方部長
檢事正

福
鑑芳隆君
杉野喜祐君

大分地方部長
大阪控訴院院長
檢事正

藤崎又三君
加太邦憲君

則元可貞君
北代勝君

海野達君
大倉紐藏君

同
稻垣虎次郎君

磁部醇君
村上方君

妹澤政雄君
代永寛君

古野嘉央君
同

福井地方部長
元山口地方部長
松島四郎君

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

滋賀地方部長
群馬地方部長
檢事正

武村錄太郎君
杉野喜祐君

大分地方部長
大阪控訴院院長
檢事正

藤崎又三君
加太邦憲君

則元可貞君
北代勝君

海野達君
大倉紐藏君

稻垣虎次郎君

磁部醇君
村上方君

妹澤政雄君
代永寛君

古野嘉央君
同

福井地方部長
元山口地方部長
松島四郎君

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

同
同
上

七五

日月

大分地方裁判所
長判事

九山精三君

大分地方部長
小野勇次郎君

大分地方裁判所
判事

森島灑桃君

同上

大分地方裁判所
判事

久米拙三君

同上

大分地方裁判所
檢事

熊田小六君

同上

大分地方裁判所
檢事

高島宣明君

同上

大分地方裁判所
檢事

香川秀作君

同上

大分地方裁判所
檢事

鈴木宗兵衛君

東京地方部長
若山茂雄君

大分地方裁判所
檢事

伊藤景直君

和歌山地方部
山本駿次郎君

大分地方裁判所
檢事

中島正司君

秋田地方部長
高木正謙君

大分地方裁判所
檢事

松本敬正君

同上

大分縣警部長

萩原昌朔君

大分地方部長
小野勇次郎君

大分縣技師

安田不二九君

同上

大分縣技師

早崎春香君

大分地方部長
小野勇次郎君

大分縣技師

有馬四郎助君

同上

◎本會委員中左記ノ如ク事務ノ分擔ヲ會長閣下ヨリ委嘱セラレタリ

一會計ニ關スル事務

一家屋物品ニ關スル事務

一庶務ニ關スル事務

一圖書參考品ニ關スル事務

一雜誌及書籍編纂ニ關スル事務

若山茂雄君

藤澤正啓君

早崎春香君

有馬四郎助君

○本會事務所新築ノ件ニ就テハ客年總會ノ決議ニ基キ會員諸君並ニ本會同情ノ諸君ヨリ夫々御寄附ヲ得候ニ付一面起工ノ豫定致居候處今回會長閣下ノ御盡力ニ依リ適當ナル事務所一棟借用致候前記寄附金ハ當分確實ナル銀行ニ保管シ利殖ヲ圖リ一方ニハ會費ノ剩餘金ヲ積立完全ナルモノヲ建築スルノ方針ニ決定候間豫メ御承知被下度候

○今回東京市四谷區荒木町二十七番地ニ於ア警察監獄學會ナルモノヲ創立セラレ監獄警察ニ關スル講義錄發行ノ趣各監獄ニ向ヒ會員募集中ニ有之候處該會ト本會及元警察監獄學會(磯村政富創立ノ會
ヲ云フ)トハ毫末ノ關係モ無之候間爲念報告ス

◎神谷典獄弔慰金追加 前號會報末尾有志諸君醵集ノ金員四拾五圓七拾錢ヲ四拾六圓七拾錢トシ其内

譯ニ左ノ一項ヲ追加ス

金壹圓

武村鑑次郎君

右 報 告 斯

明治三十三年七月

監 獄 協 會 委 員 長

一 諸君參照ニ關スル事

一 諸君參照ニ關スル事

一 諸君參照ニ關スル事

一 諸君參照ニ關スル事

一 諸君參照ニ關スル事

◎監獄協會事務所移轉

今回左ノ個所へ移轉候間會計ニ關セサル事務一切同所宛御往復被下度候

麹町區永樂町壹丁目二番地(前號二町目トセシハ誤植)

◎本會宛送金爲換振込局及指名人

自今本會へ御送金ノ節ハ

東京千住局へ御往復被下其指名ヲ

東京集治監若山茂雄

宛東京集治監へ御往復被下度候

附言

從來銀治橋監獄署藤澤正啓指名四谷郵便局へ報達可相應之處事務所又ハ出版主任ニ指名セラレ振込局ノ如キモ各地方區

タニ涉リ東京市郡ノ局所へ適宜御振込相成候尙不少引出方頗ル繁雜チ極メ候間自今前記 東京集治監若山茂雄指名トナシ振込局ハ必ス千住局トセラレ度此段特ニ集金主任官ノ御注意ナシフ

◎東京茶話會休會 當七、八兩月ハ暑中ニ付開會不致此段報告ス

明治三十三年七月

監 獄 協 會

(行發期定同一月毎)

明治三十三年七月二十日
(明治二十七年二月
廿六日遞信省認可)

印發人兼編輯人
印刷所
東京市人
麹町區
永幸樂町
一丁目
五番地

惠監獄
獄村村
愛協發政
堂會貞富

MAGAZINE

OF THE

PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. VII. July, 1900.

VOL. XIII.

CONTENTS.

Front-piece:—

Portraits of Mr. Tadaichi Iwahara, Head of the Finance Section, Judicial Department, and of Mr. Keijirō Yamashita, Architect of the same Department.

Editorials:—

The Importance of infusing a better Idea of Prisons among our Countrymen.

Leading Article:—

What we expect from the Head of the Prison Bureau.

By Jō Nakamura.

The System of Superintending Prisons. By Teijiro Ueda.

Miscellaneous:—

Discipline and Practice (III). Lectures by Mr. Shigejirō Ogawa.—The Distribution of Prison-Officers.—Tit-bits.

Charities:—

On the Criminal Tendency of Discharged Prisoners.

By Mr. Taneaki Hara.

On the Limits of Work in the Care of Discharged Prisoners.

By Mr. Kosuke Tomeoka.

Statistics.

Official Appointments.

Correspondence.

Contributed Articles:—

On the Importance of Criminal Geography, etc.

Reports.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 27 Araki-Machi, Yotsuya, Tokyo, Japan.

(番十八百町番話電)